

予算決算常任委員会（令和2年度予算審査）会議録

令和2年3月10日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 4時48分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

予算審査の運営について

質疑

令和2年度一般会計歳入

令和2年度一般会計歳出（1議会費～5労働費）

閉議宣告

出席委員（15名）

委員長	丹 正 臣 君	副委員長	遠 山 昭 二 君
委員	井 上 久 嗣 君	委員	大 西 陽 君
委員	喜 多 武 彦 君	委員	国 忠 崇 史 君
委員	苔 口 千 笑 君	委員	佐 藤 正 君
委員	真 保 誠 君	委員	十 河 剛 志 君
委員	谷 守 君	委員	西 川 剛 君
委員	村 上 緑 一 君	委員	山 居 忠 彰 君
委員	渡 辺 英 次 君		

議長	松ヶ平 哲 幸 君	委員外議員	谷 口 隆 徳 君
----	-----------	-------	-----------

出席説明員

市長	牧 野 勇 司 君	副市長	相 山 佳 則 君
総務部長	中 舘 佳 嗣 君	市民自治部長	法 邑 和 浩 君
健康福祉部長	田 中 寿 幸 君	建設水道部長	工 藤 博 文 君
朝日支所長	武 田 泰 和 君	資源循環統括監	東 川 晃 宏 君
朝日支所統括監	長 南 広 基 君	企画課長	大 橋 雅 民 君

創生戦略課長	瀧上 聡典 君	総務課長 兼新庁舎建設課	青木 伸裕 君
財政課長	丸 徹也 君	税務課長	古川 敬 君
こども・子育て 応援課長	藪中 洋行 君	保育推進課長	東川 由美 君
介護保険課長	青木 秀敏 君	地域包括ケア 推進課長	増田 晶彦 君
保健福祉 センター所長	松ヶ平 久美子 君	施設管理課長	土田 実 君
総務課副長 兼新庁舎建設課 副	半澤 浩章 君	税務課副長	水留 啓諭 君
こども・子育て 応援課副長	御代田 知香 君	介護保険課副長	伊藤 昌彦 君
地域包括ケア 推進課副長	佐山 友美 君	保健福祉センター 副 長	川原 淳子 君
施設管理課副長	佐藤 志津子 君	地域住民課副長	黒沼 淳一 君
企画課振興係長	萩田 貴彦 君	総務課行政係長 兼新庁舎建設課 新庁舎係長	水村 友博 君
財政課 契約管財係長	大前 忠士 君	自治環境課 自治広報係長	高橋 将人 君
税務課納税係長	小林 宏之 君	こども・子育て 応援課 こども育成係長	佐野 貴敬 君
介護保険課 高齢者福祉係長	吉尾 涉 君	地域包括ケア 推進課 包括ケア係主査	梶田 美佳 君
保健福祉センター 健康推進係主査	水田 美咲 君		

事務局出席者

議会事務局長	千葉 靖紀 君	議会事務局 総務課長	岡崎 浩章 君
議会事務局 総務課副長	前畑 美香 君	議会事務局 総務課主任主事	駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○委員長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員は、3月5日の予算決算常任委員会で指名したとおりであります。

○委員長(丹 正臣君) 初めに、財政課から令和2年度各会計予算説明資料の訂正について説明がございました。丸財政課長。

○財政課長(丸 徹也君) 私のほうから、説明資料の訂正の報告を申し上げます。

令和2年3月6日付で予算に係る説明資料の訂正について正誤表を提出させていただいております。ここにおわび申し上げるとともに、訂正させていただきますことを御報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長(丹 正臣君) それでは、本委員会の運営について申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第1号 令和2年度士別市一般会計予算から議案第16号 士別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定についてまでの16案件であります。この付託案件の質疑から採決までを、本日から3月13日までの間で行いますので、よろしく願いいたします。

付託案件の審査方法は、質疑において、あらかじめ通告書を提出いただいておりますので、通告に従い、一般会計については歳入を一括して質疑し、次に歳出を款別に質疑します。また、特別会計については5会計を一括、企業会計については水道事業会計、病院事業会計を一括して質疑し、関連議案についても一括して質疑をいたします。最後に、令和2年度予算全般についての質疑を行った後、採決を行います。

○委員長(丹 正臣君) それでは、議案第1号 令和2年度士別市一般会計予算から議案第16号 士別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定についてまでの16案件を一括議題といたします。

令和2年度一般会計予算についての質疑を行います。

初めに、歳入について一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員(谷 守君) 昨今の新型コロナウイルス関連の諸事情から、本予算委員会も2日間の日程ということで押していこうという話でありますので、トップバッターの私、スピーディーに進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私は、歳入の使用料及び手数料についてお聞きしたいと思います。

まず、この使用料及び手数料予算総額では4億3,800万円という形で予算が上がっております。前年の予算が3億9,700万円ですので、対前年予算対比4,086万円ほど増えているということになります。この内訳は、予算概要にも書いてあるとおり、一般廃棄物処分手数料が約4,300万円増えているということが、これがほとんどを占めているんじゃないかと思うんですけども、そんな中で、自分が質問通告に挙げたのは、使用料、手数料の中で市営住宅の使用料というのが総額で2億円ほど予算措置をしているんですけども、対前年予算比よりも654万3,000円減となっております。

まずは、この減額となった理由と、あわせてこれを予算措置する算出方法とといいますか、算出の根拠というものを参考までにお知らせいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤施設管理課副長。

○施設管理課副長（佐藤志津子君） 私のほうから、市営住宅の使用料についてお答えいたします。

まず、市営住宅使用料の減額の理由についてですが、主な理由については、入居戸数の減によるものと考えております。

市営住宅使用料の算出方法なんですが、次年度の予算算定時における直近の調定月額を年額といたしまして、収入見込みの率を乗じて算出しているものです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） これは単純に、まず減となった理由というのは、入居戸数が減になったというだけの話なんでしょうか。長寿命化計画、また公共施設マネジメント計画などで解体計画、解体する予定の市営住宅やなんかがあると思うんですけども、単純にその分も減っての合わさった数字かなとは思ったんですけども、そうではないということなのか。年間650万円ということであれば、月額に合わせれば50数万円ということで、大体2万円を平均とすると20から30件が減って、ちょうどその分が減ったのかなと思うんですけども、そうでもないということなんですか、ちょっと参考のために教えてもらいたいなと思います。

○委員長（丹 正臣君） 土田施設管理課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

現在も解体事業等を進めているんですが、その解体事業に伴っての移転先という部分は考慮しているとともに、退去に伴って空き戸数は現在抱えております。その部分について公募も定期的に行っておりまして、公募の申し込み状況などがここ最近倍率が低いような状況もありまして、入居戸数が減っているようなことが現実であります。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 自然減ということ、当然、人口減少下の中、将来に向かって減っていくと

いうことは想像されますから、そういうことだと思うんですけども、ところで自分が今、話しました長寿命化計画に載っている、これは公共施設マネジメントの解体計画にも載っているんですけども、これは質問の意図とはちょっと離れるんですけども、西栄団地ですとか、あと朝日の三望台団地、また土別のつくも団地、これは当初の解体計画に入っているんですけども、実際の予算措置には入っていないということになるんですけども、こういったものは長寿命化計画にもそうやって計画されているところなんですけれども、そういうふうな事業がずれているということに関しては今後どうなるのか、その計画自体を見直すのかどうなのか、その辺ちょっと確認したいと思いますので、答弁をお願いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○施設管理課副長（佐藤志津子君） 委員お話の土別市公営住宅長寿命化計画ですが、将来の人口ですとか既存住宅の有効活用などを考慮して、5年ごとに大きく見直しを行っております。現在の計画は平成28年度に二度目の見直しを行い策定したものでありまして、平成29年度から令和8年度の10年間で180戸の解体を予定しております。計画の進捗状況なんですけど、財政状況による事業調整のため、解体事業を委員お話のとおり先送りしている状況でございます。そういった軽微な事業の実施年度の変更ですとか軽微な計画の変更は毎年行っております。今後、計画は令和3年度にまた大きな見直しを予定しておりますので、先送りした状況と踏まえて引き続き事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、わかりました。

それで、またもとに話は戻るんですけども、先ほど課長のほうからも少し空室が目立ってきたようなニュアンスの答弁もありましたけれども、実際直近の入居状況について、ここで知りたいなと思うんです。これはわかればですけども、総管理戸数が幾らで空き状況が幾ら、そして政策空き家はどれぐらいだということところで把握されているか、参考のために数字を教えてくださいたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○施設管理課副長（佐藤志津子君） 現在の市営住宅の管理戸数ですが、1,078戸となっております。そのうち空き戸数は202戸で、その内訳ですが、募集中が26戸、解体予定による政策空き家が73戸、残りの103戸が移転用ですとか政策空き家などその他の空き家となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） やはり想像どおり結構あいているんだなと思います。そこで、この件についてはいろいろ言いたいなと思うんですけども、まずは公営住宅については計画的に今までやられたものだろうと思うんですけども、常々言っている戸数というのが、ここに来て多くなってダブついてきているんだなと想像はつきます。

そこで、入居条件といいますか、士別市のホームページやなんかを見ていると、現在の入居募集受け付けですか、3月2日から3月12日受け付けまでの戸数ということで、3LDKと2LDKが5戸ということで、朝日は2LDKが1戸ということで載っていました。随時募集というのが3LDK、2LDK、合わせて市内では18戸、朝日では3戸ということで、そういう形で載っております。随時募集は毎回毎回載っているかどうかはちょっと定かではないんですけども、要は観点は、将来に向かっては当然戸数も制約していくので、この使用料というのは減るはずだと思うんですけども、ただ、それを減らさないために、そういった現在あいているものも入居要件をできれば緩和していく中で進めないだろうかというのが今回の提案であります。見てみますと、広いところ、2L、3Lという単身者で入れないようなものがかなり目立って多いかと思うんですけども、これはまず、こういった経緯というのはあれなんですけれども、単身者でも入れないようにできないのかというところがまず1点です。

それと、一部単身可という条件、60歳以上という制限があるんですけども、その広い部屋に入れないのであるならば、一部単身可と認めている60歳以上でなく、60歳未満も認めるような形の緩和ができないんだろうかと。あけている部分については、何かしら当然あいている部分についてはどんどん古くなってきて、使用料も入らない、余分な管理もしなきゃならないというデメリット、将来に向かってのいい要素が全く出てこないという形の中で、行財政運営戦略に伴う歳出削減、歳入確保策ということではないにしても、そういったことを少しでも入居要件を緩和して入れていくべきだと私は思うんですけども、その点についての考えを教えてくださいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

まず、御質問の今の抱えている空き家状況のダブっている部分とお話がありました。その件について、管理していく上での考えをお答えさせていただきます。

今お話、さきに進めたように解体を予定しておりますのが、10年間で166戸を予定しております。そのうち解体を今対象としているのは104戸の方の入居者の移転をお願いすることになります。移転に伴う流れについては、まずは入居者のほうに移転先を複数戸御案内するような形をとっております。それで選んでいただきまして、入居者の引っ越しをしていただく部分の時期も調整しながら移転を進めております。そういった中で、現在10年の中では166戸ありまして、そのうち104戸が今移転対象となっております。それで今現在抱えております空き家戸数が103戸、それで公募している件数は約20件ほど、随時公募として持っておりますので、それも含めまして移転先として御案内をしているような状況であります。ですので、今現時点で空き家戸数というのは適正な範囲という考えでいるのと、現状、空き家戸数も退去が伴う場合、また新たな入居者が申し込みがあれば当然入居していただくということもありまして、そういった動きも含めまして、ある程度の管理をしていかなければならないと考えております。そういった上で、今、空き家戸数100件を超えているような状況ではありますが、今後の解体事業を進

めていく上では、今現時点では適正という考えでおります。

続きまして、単身者の入居条件の緩和についてでございます。

今述べたとおり、将来の人口、世帯数を見据えた市営住宅管理を行う上で解体事業を進めております。現計画では、計画から構想期間まで含めた21年間で平成29年から令和19年になるんですが、374戸の解体を集中的に実施する計画を立てております。これに伴って多くの入居者の方々に移転をお願いすることになるため、まず現入居条件のもと移転を進め、ある程度移転が落ちついた段階で入居申し込みの状況や緩和することによる民間集合住宅への影響などを含めて検討したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは、最後に言わせてください。十分なストックなんだよというところだと思います。ただ、そこはあくまでも私は絶対違うと思っています。その中身としては、何回も言うようですけども、まずは随時募集をかけている時点で民間活力を抑えているという展開であります。もうあいた都度すぐ入るということで、要するに民間の経営状態を圧迫していると思います。そして、そうやっている間に人口減少下の中で当然どんどん入ってくる人も減っていると思います。以前から私は訴えていますが、士別市の人口のビジョンの中で世帯数が何ぼあるのか、その中の世帯数のうちに家族やら個人世帯が何ぼあるのかという問題と、あと、実際に建っている家で、戸建ての家ですとか集合住宅だとか市営住宅、この戸数が本当にマッチしているのかということ、絶対建物のほうが多いはずですから、その辺の指標を見ながらやっていくべきではないかと思っております。現に計画されている市営住宅なんでしょうけれども、募集しているのがほとんど広いところということで、そういうものもあります。実際に人口の構造の中で即したのも少し統計的な資料もつくりながら、今後やっていくべきだと思っております。

あと、ちょっと話は外れますけれども、空き家住宅の関係も今年度から少し予算をつけて充実していこうという流れであると思うんですけども、そちらの関係も今言った実際現状がどうなんだというところの指標を見ながらやっていただきたいなと思います。そんな形でまたちょっと意見が合わないんですけども、また自分の調査・研究した中で別な機会でお話ししたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） それでは次に、歳出に入ります。

第1款議会費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

それでは次に、第2款総務費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。苔口千笑委員。

○委員（苔口千笑君） 私からは、予算説明資料9ページになります。地域振興事業の中にありますSociety 5.0社会実現に向けた調査・研究についてお伺いしたいと思います。

国の重点施策としても掲げられておりますSociety5.0社会ですが、Society5.0社会というのは、IoTですとかAIなどの最新テクノロジーを活用した未来社会の概念でありますので、総合戦略にありました本市に見合ったSociety5.0の構築とはどのようなものであるのかを、まずは具体的な内容をお教え願います。

○委員長（丹 正臣君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

新年度のまず事業概要ですが、3点予定をしています。1点目は、昨年協定を締結したモノテクノロジーとの協力を継続するという事です。これまでの協定では、スマートフォンを活用した配車、それから料金決済、最適なルート検索など、Ma a Sを本市で活用できるのかなど活用を検討してきたところです。また、同社は医療Ma a Sなどの試験も行っており、今後、将来において幅広い展開が期待されることから、この件についても情報収集に努めていきたいと考えています。2点目は、昨年本市でドローンの長距離、長時間飛行の実証実験を行った企業との連携を引き続き考えています。物流の面でドローンを活用したシステムが構築できないかという検討を進めていきたいと思っています。3点目は、自動運転の試験研究に向けて冬期間閉鎖している市道を活用した専用空間で試験を行っていただくことを引き続き考えています。まずは、これまで協定や連携をしてきた企業と関係性を密にしながら進めていきたいと思っています。

そこで、本市に見合ったSociety5.0社会という部分なんですけれども、現段階で細かく想定はできませんけれども、まずは本市の課題となっている交通や物流の面から検討を始めていきたいと思っています。また、本市だけの取り組みでは進まないと思っていますので、専門的な知見を有する方、それから企業との連携が必要と考えています。このような企業と連携しながら、また、国などからの情報を得ながら本市に見合ったSociety5.0社会を構築したい、目指していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） 3つ目にお答えいただきました自動運転、こちらは特に市民生活においても非常に大きく影響してくる事柄かと思われます。そこで、改めてこちらについて伺いたいと思うんですが、自動運転という形が現実に移行してまいりますと、当然今市内にありますバス会社であるですとかハイヤー業者であるですとか、さまざまなそういった民間の業者との連携ということも必要になってくるかと思われます。もちろんまだ先のお話という捉え方もあるかもしれませんが、非常に私はすぐすぐの未来だと考えておりますので、そちらの連携もどのように考えているのかということもお聞かせ願えますでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

まず、自動運転についてです。

大学や企業では、特定の場所で全てシステムが操作するレベル4の実証実験も行われています。特に2020年度においては、高速道路でもレベル4の実証実験も報道されているところです。仮に本市で実証実験を行うためには、地域の合意、それから車両の借り上げ費用などが必要になってきます。近い将来、実証実験の実現を目指したいという思いではありますけれども、まずは今やれることから検討を進めていきたいと思っています。

交通事業者の連携です。

士別市の地域公共交通網形成計画の中では、自動運転技術の活用に向けた研究を掲げているところです。企業とも連携しながら研究を進めることにしています。これまでも自動車やタイヤメーカーの試験を市内交通事業者にお手伝いいただいた経過もあり、一部の技術については実用化されているものもあります。今後も、交通事業者と連携を密にしながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） こういったSociety5.0社会に向けた動きの中で、その基盤となるといえますか、非常に大きく影響されるのがインフラ整備です。特にこれからスタートしますけれども、5Gというところのインフラ整備が非常に大きく影響してくるかと思われま。そこで、今現在で把握されている範囲で構いませんので、この5Gのインフラ整備が今後、市内においてどのように動いていくのかをお教え願えますでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

Society5.0社会を構築していくためには、5Gの通信を活用するものが多くあると思っています。特に、教育だとか農業、防災なんかについては重要なインフラになってくるんじゃないかなと思います。5Gのインフラ整備については、現在、上川地方総合開発期成会の要望事項にもなっておりまして、個別な要望それから整備ではなくて、圏域で整備に向けた活動を展開していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 5Gに関しては、この5月から朝日地区でも国の整備事業として動くような話も耳にしております。本市では朝日地区と多寄地区が何がしかの5Gの基地局がという動きが国としてあるという話も聞いていますので、ぜひそういった圏域もそうですし、国の政策も含めて、さまざまな情報を本市でもいち早く捉えていただきながら5Gの整備に向けて動いていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 総務費、本庁舎管理事業費について伺います。

予算書は56ページ、予算説明資料には記載ございません。

5月7日から執務を開始いたします新庁舎においては、これは士別市本庁舎整備検討市民委員会からの提言もございまして、誰もが利用しやすい窓口機能の導入に向け、総合案内窓口が設置されます。そこで、働く職員等の部分についてお聞きをいたします。

まず、総合案内窓口、担当職員の業務内容、また職員配置数についてお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 水村総務課行政係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えいたします。

業務内容なんですけれども、新庁舎に移転しまして、目的の部署がわからない来庁者などの方に案内と電話対応を考えております。職員配置についてですが、2名体制によります早番、遅番の交代制勤務の予定でございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 職員配置2人、早番、遅番ということでございますけれども、そういうことでいけば、配置される職員、正職員ではないかなと思うんですけれども、この任用形態についてお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 水村係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えします。

任用形態は会計年度任用職員のパートタイム任用で、1人当たりの1日の勤務時間は4から5時間で検討している状況です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 予算の部分について入ってまいります。

今年度、令和元年度予算においては、この本庁舎管理事業費の中で、電話交換技術員ということで記載がありました。令和2年度の予算書によれば総合案内職員となっています。一方で、人件費に係る予算額を今年度予算と比較をしますと総額としておおむね520万円ほどとなっていますことから、現庁舎における電話交換技術員が廃止をされて、新たに総合案内職員という職が設けられるという理解でよろしいか、お伺いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 水村係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えいたします。

新庁舎移行後は総合案内職員となりますが、4月1日から移行までの間については電話交換技術員として任用する予定です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 先ほど業務内容が電話対応で、5月7日からの新庁舎での勤務ということで、4月、現庁舎にいる間は電話交換技術員ということでの今の説明だったかと思えます。

1つ確認でありますけれども、電話交換について確認をいたします。

現在この市役所庁舎における電話の着信については、23局の3121の代表番号にかかってきた電話を一度交換で受けて、内容、目的によって各部署につなぐという方式をとっています。今ありました新庁舎において総合窓口案内の職員が電話対応もということであるかと思うんですけれども、この数をさばき切れるのかと。そういった部分では新庁舎において電話方式に変更があるのかという部分、これについて確認したいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 水村係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えいたします。

新庁舎における電話については、これまでの代表電話を継続しまして、各部署に直通するダイヤルイン方式を導入する予定でございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ダイヤルインという部分についてちょっとお聞きをしたいんですけれども、これは今までの23局の3121の代表電話番号がなくなって、それぞれ各部署の電話番号に市民の方が直接この電話をかけてねという、こういう形だということに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 水村係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えいたします。

電話交換の番号、23局の3121なんですけれども、それは継続しまして、その電話を受けるのは継続するという事でお答えします。よろしく願いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） これはいつときというか過渡的な対応かと思えますけれども、新しい庁舎では、新しいそれぞれの部署に電話番号がついてということで、何かしら市民の方にお知らせをされると思うんですけれども、市民の方が市役所にかけてくる電話は、私のこの悩みとか、この心配事、困り事がどの部署の案件なんだろうというのは、これは市民側はわからないことのほうが多いのではないかなと思うんですけれども、そういった部分では新庁舎になった以降も代表電話番号に引き続き市民の方からの電話については多くかかってくるのではないかなと思うんですけれども、今までのを聞いていると、総合案内窓口にいる職員がその多くの電話をこれまでの電話交換と同じようにさばくという、こういうことが起こるのではないかなと思うんですけれども、その辺は対応を含めてどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

今、西川委員の言われるとおり、ダイヤルイン方式を導入いたしますが、一定の期間はやはり周知しながら市民に対して理解していただくという時間が必要だと思っています。一定程度浸透しますと、代表電話にかかってくる電話がかなり減少するといった、導入済みの他市町村にお聞きしていたところなんですけれども、かなり減少するといった見込みは立ちますが、や

はり導入直後は変わらず代表電話にかけてくる、特に高齢者の方ですとかは引き続き代表電話にかけてくる事例が多々あるという考えはございます。そこで、総合案内窓口での対応に加えまして、総務課でも電話対応できるように体制を整えているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） わかりました。

それでは、総合案内窓口についてさらにお聞きをしますけれども、これまでの御答弁の中で、現在の庁舎における電話交換技術員から新しい庁舎においては総合案内窓口職員に置きかえられると、言い方は語弊があるかもしれませんが、そういうふうに理解をしています。

一方で、次は業務場所、業務内容について、これは両者大きく異なるのではないかなと思うんですけども、例を挙げれば今の庁舎における電話交換室は部屋で、勤務されている方もその部屋の中での二交代勤務ということはありますけれども、新しい庁舎は本当に正面玄関に入って一番最初に市民の方と触れ合う場所だということで、そういった意味で業務場所や業務内容について大きく異なるのではないかなと思うんですが、冒頭申し上げたとおり、予算額、これは人件費の関係でありますけれども、こういった部分は前年度と同じ額だよということで、またさらに私が気になるのは、そういった窓口の担当職員として必要な、例えば制服とか、そういった議論があったのかなかったのか、そういった部分で処遇についての検討内容や勤務に当たっての制服といった議論、そういった部分の検討状況などがあればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 半澤総務課副長。

○総務課副長（半澤浩章君） お答えいたします。

まず、処遇についてですけれども、先ほどもお話ししましたとおり、会計年度任用職員のパート職員という形で任用を考えています。来年度、会計年度任用職員が始まる段階としまして、これまでの臨時・非常勤職員の人事格付としましては、その職種に応じてさまざまな格付を行ってきたところなんですけれども、この制度移行に際しまして、資格職以外の方については一定程度整理をさせていただいた経過となっています。ですので、そういった電話交換手ですと、あと総合案内職員についても同じ処遇という形で設定をさせていただいた経過となっています。

そして、被服貸与についてなんですけれども、現状の被服貸与としましては、市の中では業務技師の方ですとか環境センターの作業員の方の作業服、そちらのほうですとか、市立病院の医師、看護師の白衣、そしてスキー場の職員の方の防寒着といったところを貸与させていただいている経過があります。今回、総合案内職員ということで、被服貸与についても検討した経過がありましたけれども、ほかの窓口職場の方に被服貸与を行っていないといったところもありまして、総合的に判断をさせていただいて貸与を見送らせていただいた経過となっています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 次の質問を行います。同じく総務費の一般管理費のうち、ファイリングシステム導入事業費についてお伺いいたします。

予算書は60ページ、予算説明資料は7ページに記載がございます。

このファイリングシステムでありますけれども、平成30年度から取り組んでおられるかなど理解をしているところでありますけれども、改めてこのファイリングシステムの概要、それとこのシステムを導入する目的についてお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 半澤副長。

○総務課副長（半澤浩章君） お答えいたします。

まず、概要についてですけれども、公文書は、一定のルールに従いまして分類整理を行い、保管から保存、そして廃棄の流れを構築、運用する仕組みとなっております。公文書は、組織的、効率的に管理する仕組みを構築しまして、執務環境の最適化、そして省スペース化を図るためにファイリングシステムの導入を決定してきたところです。導入することで、従来の文書の整理整頓、こちらのほうが作業的管理という言い方をするんですけれども、こちらから検索時間の短縮ですとか情報共有など機能的に管理することができるということを目的として導入をしています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 公文書をしっかりと管理して活用していくためのシステムということで、概要について理解をいたしました。現在国会審議などでは公文書の扱いについて本当に疑問を呈する場面がよくある中であっては、やはり行政の仕事はこの文書管理ということだと思いますので、これからもしっかりと管理をお願いしたいというところでもあります。

そこで、ファイリングシステムの導入経過、平成30年度からだと思いますけれども、改めて導入時に想定をしておりましたスケジュール、システムが定着、これに向けたそれぞれ毎年事業を行っておりますけれども、その当時のスケジュールに対して令和2年度でいけば3年目ということになると思いますけれども、これが導入時に想定したスケジュールとどうなっているのかということ、現在の見解についてお伺いしたいと思えます。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

導入時のスケジュールとしましては、今お話のとおり、平成30年度に今回システム導入のスケジュールを構築しまして、平成30年度にブロックとしては2ブロック、令和元年度、本年度で2ブロック、合計4ブロックに大きく分けて進めるといった形にしました。平成30年度については、総務部や議会、監査、市民、福祉、経済、建設などの新庁舎へ移転する部署を中心に進めてきました。今年度については、主に教育委員会や朝日支所などの出先機関での実施としたスケジュールにしております。おおむねスケジュールどおりに進んでおまして、来年度、令和2年度につきましては、システムの定着に向けた維持管理指導を予定しているところであ

ります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 改めて確認なんですけれども、今、御答弁いただいたのは、実際の公文書をファイリングシステムに合うように集約し直してということかなと思います。それが作業として昨年度と今年度それぞれ部署ごとにやってきたと。定着に向けた指導については、これは平成30年度以降毎年委託費が計上されていますので、何かしらの外部指導を受けて定着に向けてということをやっているかと思います。令和2年度の予算の多くは要は委託費なものですから、委託でいきますと3年目ということでございます。そういった部分、当初想定していたスケジュールどおりなのか、もっと言えば、システム導入に合わせた、今年度で本来であれば定着していますよという考えなのか、その部分をちょっとお聞きしたかったものですから、その点について改めてお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

予定どおり進んでいるといったお答えをさせていただきましたが、定着に向けては、基本的にはまず導入年度があって、定着に向けた実地指導等については、おおむね2カ年度必要だということところが一般的です。それで、平成30年度に導入したところは、今、2年目ということで、一定程度定着に向けた指導を受けております。ことし導入の部署については、来年度と、あとは再来年度に2カ年かけて定着するといった指導を受けながらこの事業を展開していくという予定でございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） わかりました。ということでいけば、おのずと令和2年度、そしてさらに再来年度、令和3年度もこの指導費が計上されるということかなと思うんですけれども、加えて、令和2年度の予算においては、これまで計上のない、説明資料によりますと内部アドバイザーの育成ということで旅費や負担金などが計上されています。言葉からすると内部なので、恐らく市の職員の中に外部指導を受けた後に、自分たちの中でやっていくという、こういう担当者をつくっていくんだらうなと想像するわけでありましてけれども、この内部アドバイザー、こういった役割、そしてどれぐらいの人数を想定されているのか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

今、内部指導ということで、今後、自主管理を見据えた中で、行政文書の改善理論ですとか技法、これらを学んだ職員がこのファイリングシステムを進めていくといったところで、まず取りかかりとしましては、令和2年度に今言った改善理論ですとか技法を習得するための旅費と負担金を計上させていただきました。行政文書管理アカデミーというところでこういったも

のを習得できるといったところですので、令和2年度については職員2名分を予算措置しているところですが、今後のスケジュールで令和3年度までといったところもあります。先日大綱質疑でもお答えしたとおり、予算も大変厳しいといったところでもありますので、いかに経費を少なく抑えていくかも含めて検討する中で、自主的に管理を進めるに当たっては一定程度の数を職員がこういったアカデミーを受講する中でファイリングシステムを理解していくといったことが必要であると考えておりました。最終的な人数等はこれから検討していきますが、まず令和2年度については2人ほど、こういった技術習得のための予算を計上させていただいたところですので。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 私も実は指摘をしたかったのはその部分でありまして、内部自主管理に早く定着をしていく。おのずと経費については、外部指導の委託料は1,000万円を超えるお金ですから、これはまた令和2年度の予算成立もさることながら、さらに令和3年度もとなりますと、やはりそこにかけていくべきなのかということもありますので、今、課長からありましたとおり、令和2年度において、仕組みは今後だと思いますが、早く自主管理ができるその仕組み構築を強く求めたいと思うんですけども、改めていかがでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

委員言われるとおりに、今、総務課が主導といったら何ですけれども、一定程度進める事務を当たっているんですけども、やはりこのファイリングシステムの導入に当たっては、職員個々がそれなりの意識を持って進めなければ、せっかく導入したのも途中で崩れてしまうといった他市町村の事例もございますので、その辺はしっかりと自主管理をできるように体制を整えながら引き続きファイリングシステムの導入を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。西川委員。

○委員（西川 剛君） 次の質問をさせていただきます。

次に、同じく総務費、コミュニティ活動推進費についてお聞きをします。

予算書は72ページ、予算説明資料は10ページに記載がございます。

取り上げますのは、自治会への活動補助、また防犯街灯補助についてお聞きをいたします。

まず、活動補助の部分であります。自治会への活動補助の中で、広報紙の配布に係る補助金、この算定があると思っておりますけれども、この部分の現行の算定単価、そして自治会ごとの算定に係る対象戸数の考え方についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 高橋自治環境課自治広報係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

広報紙配布に係る補助金であります。士別市自治会活動補助金交付要綱で定めておりまし

て、自治会から報告をいただいた配布世帯1世帯につき250円ということで算定しているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 自治会から報告いただいた戸数ということであるかと思えますけれども、これについては確認ですが、自治会の会員戸数なのか、報告なのでそれプラス配布している戸数を加えた戸数なのか、この部分について再確認をさせてください。

○委員長（丹 正臣君） 高橋係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

戸数につきましては、自治会で現実に広報紙を配布している世帯ということで計算しております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） お聞きをしておりますのは、これは広報紙等の配布にかかわっての補助金ということで算定は今お知らせいただいたとおりでありますけれども、昨年の10月に広報のお知らせ版15日号がなくなりました。自治会を通じた広報紙等の配布回数については、これに伴って月2回から1回になったと承知をしています。これに伴って補助金への影響がないのかということで確認をさせていただきたい。視点は、2回が1回になったから今言われた250円を今後減らしてくれるなど、こういう視点でございますけれども、まず令和2年度の予算措置に伴って、今申し上げた一月2回から1回になったことに伴っての補助金算定、この考え方の変更はなかったかどうか、確認をさせてください。

○委員長（丹 正臣君） 高橋係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

配布回数の減に伴う補助金への影響でありますがお話にありましたとおり、広報しべつのお知らせ版は昨年の9月15日号をもって廃止をいたしました。その前段になりますが、昨年の7月18日に開催されました士別市自治会連合会の三役会議において、この配布物取扱助成の交付基準について御相談を申し上げたところです。三役会議におきましては、加入戸数の減少によって単位自治会の財政も非常に厳しくなっているといったお話ですとか、敬老会や見守り活動などさまざまな活動を行政と連携して取り組んでいるそういった状況にあって、単に配布回数の減を理由として交付基準を見直すということは理解を得ることが難しいのではないかとといった御意見をいただきました。そういった御意見も踏まえまして、令和2年度予算におきましては、交付基準は変更せず、250円ということで算定しております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ぜひその考えを今後も引き続きよろしく願いして、次の質問をします。

防犯街灯補助についてお伺いします。

これは自治会が所有しています防犯街灯の新設や取りかえ、あるいはそれに係る電気料の維持費に対するそれぞれの補助だと思いますけれども、この補助事業の概要についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 高橋係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） 補助事業の概要についてお答えいたします。

LED灯の新設、取りかえに係る補助につきましては、1灯につき5万円を限度としまして設置費総額の3分の2を補助しております。維持費につきましては、その電灯の契約容量に係る電気料の2分の1の額を補助しているといったところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 現在の自治会所有の防犯街灯の総数と、現在まで、令和元年度まで実施見込みも含めてありますけれども、この防犯街灯がLEDに取りかえられた数、進捗率についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 高橋係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

LED化の補助につきましては平成25年度から本格的に実施しているところでありますが、現在設置されている防犯灯の総数2,530灯に対しまして、現時点でLED灯として北電と契約している分については1,138灯でございます。したがって、LED化の率は45%ということになります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 45%がLEDに取りかえがされているということでもありますけれども、令和2年度の予算額、この予算措置でいきますと、ただいまの補助基準あるいは実際の工事費用等あるかと思っておりますけれども、この令和2年度予算額でいくと956万7,000円、そのうち維持費等もあると思っておりますので、新設、取りかえ部分でいくと、何灯ぐらいが大体予算額でいくと新設、取りかえが可能なのかということをお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 高橋係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

令和2年度の予算におきましては、新設、取りかえの部分といたしまして266万7,000円を見込んでおります。平均的な工事費から3分の2の補助ということで割り返しまして算出しておりますが、灯数については100灯分ということで予算措置をしております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 25年度からの実績もあろうかと思っておりますので、1灯当たりという単位はち

よっと私から指定はしませんけれども、LEDに取りかえをした結果、電気料が削減をされるという効果、この部分についてどのように押さえていらっしゃるか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 高橋係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

防犯灯の電気料金につきましては、その灯部の容量によって定額となっております。現在のLED灯部につきましては、80ワット水銀灯相当の照度で、実際の契約としては10ワット契約となるような灯部が主流となっております。実際80ワットの水銀灯でいきますと、契約区分としては100ワット契約になりますので、年間の電気料としては8,240円程度、それに対しまして10ワット契約となるLED灯部になりますと、年間の電気料は1,900円程度となりますので、その差し引きで6,340円が年間の1灯当たりの電気料の削減効果ということになります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今、それぞれ数字をお聞かせいただきました。本当に今、電気料でいきますと年間6,340円、これは1灯当たりでありますから、その前にお知らせいただいています1,392灯、これがLEDに取りかえられれば、さらにその効果はということだと思んですが、令和2年度からは、既に議会のほうに補正を予定されておりますけれども、市の公共施設においても照明機器、今ありました水銀灯あるいは蛍光灯を含めてどんどんLED化を進めていくんだという方針が出されている中であって、ただいまお知らせいただきました電気料等の削減効果も大きいということだと思いますが、この取りかえスピード、予算額でいくと100灯ということではありますが、残り1,392灯ということで、このペースでいくと13年かかりますよということだったと思うんですが、これをもっとスピードを上げていくということ、自治会の取りかえ後の活動予算、財政にも大きく寄与するものだと思いますけれども、この部分、予算枠を大きくする、こういったような考えに立つことはできないのか、考え方をお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 高橋係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

今、委員からお話ありましたとおり自治会活動補助金で電気料金の半分程度を補助しているということで、LED化の推進につきましては、市と自治会と両方の財政負担軽減に効果が見込まれます。現在、各自治会の要望を取りまとめた上で、LED化の進捗状況も考慮しながら当初の100灯分の予算配分を行っているところです。今年度の当初取りまとめの際の各自治会からの希望灯数の総数につきましては180灯であったということで、その差80灯が当初の配分はできなかったということになりますが、今年度LED化の予算として見込んで計上していた部分のほかに、ほかの予算の執行状況も見ながら追加で36灯分を配分したところであります。今後につきましては、財政課とも協議をしながらLED化の推進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私から普通財産環境整備事業についてお尋ねします。

平成30年3月に策定されました公共施設マネジメント基本計画の解体計画の資料の中で、令和2年度につきましては解体の計画がございましたけれども、実際に予算書を見る中ではかなり減らしているという形で思われますが、実際にこれから公共施設マネジメント基本計画の実行計画が前期4年、展望計画で後期4年ということで、4年ごとに計画内容を見直すという内容になっております。ここを勘案した中で、今回この解体についての予算づけにつきましてどういったお考えで予算づけされたのかということと、計画書には実際計画よりも解体するケースが少なくなっていることについてお尋ねしたいと思いますが、どういった展開をお考えでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 大前財政課契約管財係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） お答えいたします。

令和2年度予算での解体予定施設につきましては、旧武徳小学校の校舎1棟、旧清掃車両センター1棟、計2棟ございます。今回の選定の理由としましては、まず大前提として公共施設マネジメント基本計画における解体計画にのっとり選定したところでございます。ただし、老朽化を勘案し危険度が高いもの、また、市の重要施策や売却などを含め今後において跡地の利用が見込まれるもの、そういうものを総合的に検討し決定したものでございます。

具体的に言いますと、まず、旧武徳小学校の校舎につきましては、公共施設マネジメント基本計画に基づくもので、老朽化が激しいことや特定遊休財産として旧武徳小学校の体育館を活用することを踏まえて判断したものでございます。2つ目に、旧清掃車両センターにつきましては、地方卸売市場が令和元年7月1日に用途変更され、清掃車両センターが旧地方卸売市場に移転し、普通財産になったものです。そのことから、旧清掃車両センターは敷地が狭く五条通沿いということで通学路ということもありまして、屋根からの落雪などの危険などを伴うため、安全性を考慮し解体することとしたものでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 理解しました。

ただ、非常に私的に思うのは、どうしても学校解体とかというのは、この計画書を見る限り、大体4,000万円から6,000万円程度を予定されております。今こういった財政が非常に困窮している中で、市民の方に影響を与えない中でどういうふうに経費を削減しているかということ考えたときに、この普通財産の解体というのを例えば先延ばしするだとか、それから地元の方の要望があるとは思いますが、ただ、現実問題として考えたときに、一番市民に影響を与えないで削減していくというのはこの部分じゃないかなと私は考えております。であれば、例えばやらないということではなくて、1年、2年先延ばしにすると、財政状況がよくなってから実施するというのを考えたときに、これは維持管理がかかりますけれども、解体の費用を考え

れば、もう少し先送りしてもよろしいんじゃないかという判断はできないものかと、こう考えたときに、計画書の抜本的な見直しをするということも大事かなと思いますが、この点はどうお考えでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

今、委員のほうからお話がありましたとおり、非常に普通財産の解体につきましては、例えばお話にありましたように、学校などの規模ですとか建物の構造によっても変わりますけれども、非常に大きな経費がかかる状況でございます。また、今年度も予定としましては実施する予定でございましたけれども、公営住宅の解体ですとかそういった部分につきましても、実際1棟当たり350万円から550万円程度解体経費としてかかる現状がございます。しかしながら、当然こういった部分につきましては、お話がありましたとおり、安全性ですとかそういった部分についても確認、また確保した上で先送り等を検討していく形にはなりますけれども、また、こういった施設の財源についても、現状といたしましては過疎債のソフト分という部分で活用している現状がございます。そういった部分を考えてときに、当然こういった財政状況も踏まえて、解体の選定については市民の生活の安心また安全という部分をしっかりと踏まえた中で判断し、事業の優先度についてはしっかりと見きわめていく必要があるのかなということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 今までも学校それから公営住宅等公共施設につきましては、再利用だとか、それからネットでいろいろ情報を拡散したりして求めている部分もあると思うんですけども、今後もなるだけ予算を使わない中でというか、支出を抑えるということを考えてときに、もう少し皆さんで、例えば無償譲渡だとか、それから再利用への展開をもうちょっと深く掘り下げて、またネットとかで情報を拡大するということも非常に大事かと思います。今までもされていたと思いますけれども、今現実、こういう財政状況の中で考えるとすれば、解体は優先順位もあるでしょうけれども、極力控えたり延ばしたりできるものについては抑えると。それと付随して、情報を皆さんに拡大して、それをどういうふうに使ってもらおうとか、そこら辺をさらに掘り下げて考えるべきだと思います。これから、先ほどありましたけれども、各4年ごとの公共施設マネジメント基本計画の解体については精査されるのだと思うんですけども、やはりこれについては毎年というか都度チェックされているということで、さっきお話もありましたけれども、これを重々皆さんで精査された上で、基本計画をこれからも進めたい。さらに、よほどの危険構築物じゃない限りは市民の方の理解をいただいて、先ほどもしやりましたけれども、管理運営するのは非常に経費のかかることでありますけれども、解体費用から比べれば抑えられると思いますので、そこら辺の懐事情を考えながらぜひ進めたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 今、真保委員から御提言ありましたとおり、公共施設マネジメント計画については、向こう25年間で公共施設の面積を2割削減するという意味では、長期にわたってこの公共施設最適化に取り組んでいかなければ、やはり維持管理経費、こういったものの負担が非常に財政負担として重くのしかかってくるという観点からつくった計画であります。そういった意味では、今現状、築30年以上の建物が4割を超えているということですので、長期的に見ると、やはり計画的に解体なり有効活用をしていかなければならないと、これが前提にはございますが、やはりそれを進めていく上では、お話にもありましたが、総合計画につきましても、2020年から25年度、これが後期ということ、その部分のローリングは行われます。それに向かっては、令和2年度、財政健全化の実行計画もその中できちっと立てていくということになりますと、そういったものを見据えながら、どのように具体的に計画的に解体なり有効活用を進めていくかというのは重要な論点になると思いますので、そういったものも加味しながら見直しに向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私のほうからは、郵便局活性化連携事業についてお伺いをしたいと思います。

まず、予算が11万円とついておりますが、この予算の概要について、日本郵便株式会社との打ち合わせに伴う費用なのかどうかということをお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 萩田企画課振興係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

予算の内訳ですが、今回、郵便局との連携促進に向けた調査・研究費としまして、旅費8万円、事務費等3万円、合計11万円を計上したところであります。

予算要求の考えであります。郵便局は長年にわたりまして、市内全域での郵便配達、あるいは窓口業務等を通して地域から信頼を得るとともに、地域事情に非常に精通していると考えております。市では、市内8カ所に所在する郵便局のユニバーサルネットワーク、こうしたものを活用して全ての市民が公平にサービスを享受できる環境づくりに向けて引き続き調査・研究を継続する考えであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） では再確認します。郵便局活性化連携事業でのこれまでの取り組み内容とそれから新年度での取り組み、新たなものがあるのかどうかを含めてお答えください。

○委員長（丹 正臣君） 萩田係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

郵便局とはこれまで複数回にわたる意見交換を重ねてきております。そうした意見交換の中

では、全国での郵便局の受託する事務などの事例について御説明をいただいたところであります。お伺いした取り組みの中には、住民サービスの維持向上あるいは事務の効率化につながるものなどもあり、士別市と郵便局においても相乗効果が期待できるような取り組みがあると認識しております。次年度に向けて現時点で定まった取り組みというものは今時点ではないですが、市民が住みなれた地域で安全・安心に暮らし続けること、これが地域力の向上につながり、ひいてはまちづくり総合計画の着実な目標達成、それから次期総合戦略の推進につながるという考えのもと、次年度に向けた方向性なのですが、市と郵便局とで連携する方向性については、行政サービスの補完や暮らしの安全・安心、あるいは住民の生活サポートや協働のまちづくりなど、こうした事項につながるような視点を持って取り組みの内容を検討していきたい、そういう考えでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） より、では具体的にちょっとお伺いしますけれども、日本郵便株式会社ということで、民営化になって、より地域とのかかわりを大切にしていくという視点があります。そこで、地域郵便局での事務委託についてお伺いしますけれども、3年、4年前から、武徳の郵便局では、地域の方の要望があってアイスを販売したいということがあるんですけども、この地域においても武徳のみならず、中士別あるいは温根別等、商店がない郵便局エリアがありますけれども、そのエリアにおいて考えるところに要望的にあるのは、例えばゴミ袋の販売をしていただくことはできないのかという地域の方の声も聞こえているのも事実であります。先ほどお話あったとおり、見守りや買い物支援などという取り組みもされていることを考えると、そういうことをお願いするのも一つの手であり、また地域郵便局、民営化になった郵便局に対して、行政側も我々もこういう協力ができますよということを提供していくことが、今後、郵便局からの支援もいただくことも可能ではないかなと思うんですけども、その辺いかがお考えでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

郵便局との連携については、郵便局のユニバーサルネットワークを活用してというか、連携させていただきまして、住民ニーズへの対応、それから地域特有の課題解決につなげることを目指して、これまで意見交換、情報交換を行ってきました。取り扱っていただく事務委託の内容、それから受託の件数、それから実施する地域、郵便局における人員配置など、あと、個別に手数料等がかかってきますので、それらを具体的に協議していく必要があります。コストの負担や役割分担も含めて、新年度において市民の皆様の目線に沿った公共施設、公共サービスのあり方について郵便局とさらに連携をしながら少しずつ前進をさせていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 詳しく御説明をいただいて、ありがとうございます。

ただし、地域郵便局においては、やはり老朽化されている郵便局もある中で、今後、新築、改築等々も考えていく時期だと思えます。これは我々が考えることではなくて、日本郵便株式会社のほうで考えていくとは思いますが、一方で、お伺いしたところ、廃止という考え方は一切ないと、新たに土別においての郵便局の件数は減らすことも考えていないということなのですが、老朽化を考えたときに、もちろん新築するためには費用がかかる、でも郵便局自体がやはり活性化していかないとなかなかそこに踏み込めないというのが日本郵便株式会社の考え方ではないかなと思っているのですが、何かまだ一つ踏み込むことがあるとすれば、この新年度において一歩手だてとして何か考えているところがあるのかなのか、そこだけお聞かせいただきたいです。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 現段階において、具体的にこの事務委託について、郵便局と進めていくといったものは今の段階ではないのですが、今、喜多委員がお話しなされた老朽化が進んでいる郵便局や小規模な郵便局でもできるような事務委託について、引き続き郵便局のほうと検討を進めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、続けてもう一つ質問させていただきます。

予算説明資料の9ページになりますけれども、駅舎・駅前再整備事業についてお伺いしたいと思います。

事業概要としては、JRの利用促進や利便性向上を目的に、駅舎改修と駅前広場の再整備を行うためのJR北海道との協議を進めるとあります。昨年の中では、市長のほうからこれが延期になるというお話もされておりますし、もちろん今の現状でいくと、JRとしても、これはそこまで踏み込む、改修だとかということに踏み込むことは恐らくこの先も難しいのではないかなというのが私個人的な考えであります。昨年も予算づけをされていますので、まずは昨年どういうふうな経緯があったとかということの内容と進捗状況をお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 萩田係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

昨年の経緯ですが、JR北海道と駅舎や駅前広場の改修に向けて継続的に改修案の協議を重ねてきたところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 実は私は去年の予算審査の中でこういうふうにお話をさせていただきました。要望させていただいたのは、JR土別駅への障害者駐車場の設置、それからスロープ化を

要望したんですけれども、この辺について果たしてJR側に伝わったのかどうなのかということをお聞かせいただきたいですし、早急にやはりスロープ化をしていくことが必要なのは、夏の間は風っこそうや号ということで来ていただいた乗客の方が、やはり段差がちょっときついので大変苦慮しているのを目にしております。そして、起爆剤として風っこそうや号によって多くの方が士別に寄っていただいたことを考えると、早急に対応することが必要でないかなと思いますので、この経緯を聞かせてください。

○委員長（丹 正臣君） 萩田係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

JRとは駅舎や駅前広場の改修に向けて継続的に改修案の協議を重ねてきたという答えを先ほどさせていただきました。その改修案の協議の中では、バリアフリーや利便性向上に向けた改修案、こうしたものが当然視点の中に入ってきますので、それを検討するに当たっては士別駅における障害者の利用実態、あるいは今、喜多委員がおっしゃられた風っこそうやでの観光利用、こういったものについても情報交換を重ねてきております。特に士別駅の通常の利用では、約600人が1日に利用しているという状況の中で、全体の利用者の中で車椅子だとか障害者の方が3人程度いるという状況を確認してきております。こうした状況がありますので、障害者専用の駐車場については今現在ないんですけれども、駅舎・駅前広場の改修整備と合わせて当初設置を検討しておりましたので、着手年次の延伸によって一定期間があく見込みとなりましたので、市としましては、暫定的な対応として障害者専用の駐車場の設置あるいは区画整理を行う、こうした考えを今後、JRと協議を進めるという考えであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 区画整理については早急に対応していただきたいと思います。それから、先ほども申しあげましたけれども、やはり改築についてはかなり厳しいだろうという認識を持っていますので、商工会議所の会頭が2期目の所信の中で、1期目にやり残したことの中に、駅前、駅舎の改修について、再整備について触れておりました。何とか自分の2期目の中で触れていきたいと、何とか達成をしたいという力強い所信があったわけなんですけれども、あわせてやはり商工会議所も含めた中で、市の関係機関あるいは審議会等々を開きながらでも、いろんな方の意見を聞いていただいて、再整備のソフトの部分の考えを多くの方からの意見をいただきながら進めていただきたいと思うんですけれども、その辺の今後の協議についてどのように進めていくかということをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

これまで士別市まちづくり構想コミッションを委託している北海道大学の森教授からまちづくりの空間の専門的な見地からアドバイスをいただいています。これまで、商工会議所とは合同で打ち合わせを行う中で、上川駅や比布駅などの視察を行いながら事業を進めてきた

ところですが、最近においては、JR北海道との協議が中心となっていたことから、改めて商工会議所、それから関係機関とも連携を図る中で、駅前空間の利便性向上に向けて意見を伺ってまいりたいと思っています。また、関係機関というか附属機関という部分では、士別市振興審議会などの中でも議論いただいて、市民意見を十分に取り入れた形で進めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、庁舎改築事業について伺います。

まず初めに、庁舎改築工事が平成30年8月から始まりました。約2カ年かけて令和2年1月に新庁舎引き渡しとなりましたが、庁舎改築スケジュールどおりに進んだのか、まず伺いたいと思います。また、現在の移転進捗状況と今後の引っ越し、システム移設についても説明を求めます。

○委員長（丹 正臣君） 水村新庁舎建設課新庁舎係長。

○新庁舎建設課新庁舎係長（水村友博君） お答えいたします。

新庁舎の移転進捗状況について、令和元年からの庁舎改築工事はスムーズにということなんですけれども、平成30年8月に庁舎改築工事が着工しまして、平成30年度は基礎工事、令和元年度は躯体工事を実施しました。工事は予定どおり進み、令和元年12月に完成しまして、本年1月に引き渡しを受けたところです。

今後の引っ越し、システム移設のことについてなんですけれども、現在、新庁舎内部では新規備品の搬入やシステム関係の移設準備作業を行っておりまして、5月、ゴールデンウィークの事務所移転に向け準備を進めています。

5月の引っ越しまでのスケジュールなんですけど、3月24日に職員向けの引っ越し説明会を開催します。4月15日には消防庁舎での業務が開始されます。4月中に職員によります物品の事前移設を進めまして、5月1日、現庁舎での最後の業務となります。5月2日から4日かけてなんですけど、業者によりシステム移設設定、物品移設を行います。5日、6日につきましては、職員による荷物の開梱作業、執務室の整備、システム動作確認を行いまして、新窓口体制の業務シミュレーションを行いまして、5月7日の開庁式を迎える予定です。引っ越しは、業務終了まで使用するものや重いもの、システム関係については委託業者による運搬を予定しているのですが、それ以外については職員による手作業で委託費用の圧縮を図ってまいります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） それでは、開庁式までいろいろありますけれども、まず市民見学会、また開庁式、今後のスケジュールなんですけれども、今、本当にコロナウイルスと大変な時期の中で、スケジュール組み立ても大変だと思いますけれども、この時期に市民が見学会に参加できる方法の予定と、また見学会の行い方についてなんですけれども、例えば説明員を置くとか、新庁

舎のパフレットを見て自由に見学できる体制を整えるのか、あと、開庁式の、先ほど7日とありましたが、またその中身の予定人数をどういうふうにとり行うのかをまずお聞きし、また、今後の旧庁舎の解体スケジュール、それもあわせ、また、今、市民の方々が特に不便を感じている解体後の駐車場も含めまして、幅広い駐車場がいつ利用できるのかも含めまして説明を求めたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 半澤新庁舎建設課副長。

○新庁舎建設課副長（半澤浩章君） お答えいたします。

まず市民見学会と開庁式と、そして今後のスケジュールについてお話をさせていただきます。委員からもお話がありましたとおり、現在のコロナウイルスの影響がありますので、一定程度の期間になった段階で、そういった開催について判断をしなければいけませんけれども、今、計画をしています、そういった影響がなかった場合の部分でお話をさせていただければと思います。

まず、見学会といった部分で、5月7日の開庁の前に、市民向けの内覧会を実施する予定としています。多くの市民の方に来ていただけるように、4月19日の日曜日と20日の月曜日、2日に分けて実施することで計画をしています。また、内覧会のほうなんですけれども、誰でも自由に見学をいただけるように、事前の申し込みは不要としまして、会場での受け付けだけで見ていただけるような形をとっていきたく考えています。詳細については、4月1日号の市広報に掲載しまして、見ていただければと考えています。見学に当たって、先ほどお話しいただいたとおり、説明員の配置なんですけれども、そちらの部分は新庁舎建設課の職員が庁舎内要所にいる形をとしまして、来ていただいた市民の方に説明員として庁舎の特徴なりを説明していきたいと考えています。あと、パンフレットの部分なんですけれども、こちらの部分、自前にはなりませんけれども、市の新庁舎の特徴ですとか配置ですとか、そういったものをリーフレットにまとめまして、内覧会のときには見ていただきながら見学をしていただきたいと考えています。

また、ふるさと大使であります松井エイコさんから議場のある3階に壁画を寄贈いただくことになっています。制作作業は子供たちを含めて多くの市民の方に見ていただきたいということもありまして、内覧会の開催スケジュールとあわせた壁画制作のスケジュールを組んでいるところです。また、20日の月曜日には、子供たちに制作風景を見ていただけるように、今、保育園等と協議を進めている段階です。

次に、開庁式なんですけれども、5月7日木曜日に開庁式を実施することで決定をしています。こちらの部分は、関係者、関係団体の方約100人程度に集まっただきまして開催をしたいと考えています。内容につきましては、テープカット、そして庁舎の庁銘板、そちらの除幕式を行いまして、その後、寄贈いただいた壁画の公開、そして多目的な議場の利用ということで、議場を使って松井エイコさんの絵本の読み聞かせ、そして松井朝子さんのパントマイムの実演を予定しています。

そして次に、今後のスケジュールについてですけれども、解体改修工事は予定価格が1億5,000万円以上の議決案件となりますことから、6月の定例会での議案提出を予定しています。このことから庁舎移転作業と並行して発注手続を進めていく予定となっています。議決によって、本契約となった後にアスベスト除去、そして一部解体、改修の工程で進めていく形になります。工期は、令和2年度末までの予定となっています。

駐車場の関係でいただいた部分なんですけれども、駐車場については平成30年の8月の着工時から市民、来庁者の方に御不便をおかけしている状況です。解体が終わり次第、できる限り早く駐車場として開放できるように調整を進めていきたいと考えています。

そして、令和2年度に予定していました現庁舎の解体後の跡地の駐車場としての舗装工事などの外構工事については、合併特例債の延長に伴いまして、冬期施工を回避するために令和3年度で工事を進める予定としています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今の舗装なんか令和3年の予算を使うということもありますけれども、次にお聞きしたいことは、庁舎改築事業の総事業費のことなんですけれども、旧庁舎の解体を含め総事業費33億6,000万円と伺っているんですけれども、今後の事業も含めて、そのうちのさまざまなまだ工事があると思いますけれども、その中でおさまるのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 青木新庁舎建設課長。

○新庁舎建設課長（青木伸裕君） お答えいたします。

今、総事業費33.6億円といった部分でございますが、33億円で当初予定していたんですけれども、環境配慮型の庁舎とするためにヒートポンプの導入等を含めて33.6億円と一部上げさせていただいたところなんです。そこで、33.6億円以内におさまるのかという部分でございますが、今、主な事業の経費内訳としましては、庁舎改築工事、ヒートポンプの工事も含めてですが、29億6,100万円と基本設計業務、工事監理業務で3億3,600万円、窓口カウンターや待合いホールなどの備品の購入で5,700万円、その他役務費、需用費、旅費等々を含めて約400万円ということで、今後の工事、令和2年度の予算要求、さらに先ほど申し上げた令和3年度の外構工事等々を含めて、現状においては最終的に33億5,800万円になるといった見込みになっています。

ただ、先ほど申し上げたアスベストの除去というのが当初想定していなかったといったことで、この33.6億円から除外した形で約1億円かかると見込んでおります。

また、システムや備品については、この新庁舎に引っ越しするといったところに、更新時期を合わせた、もともとかかる経費と見込んでいたものも除外させていただきまして、こちらで1億3,500万円程度、システム関係の移設等も含めて本来かかる部分についてもこの33.6億円からは除外させていただこうという考えです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、総務費の人事評価人材育成事業について何点か伺いたします。

先ほどからも話がありましたけれども、今後、行政執行する上で、新型コロナがいつ収束するかによって大きく影響を受けるのではないかと考えております。そういう意味では、できるだけ早く収束することを思って質問をさせていただきます。

この事業開始のときに事業概要について質問をした経過がございますが、3年目を迎えるということですから、改めて何点か伺いたいと思います。この経過ですけれども、人事評価を平成21年に国家公務員に導入された、さらに26年の法改正により地方公務員にも適用されたという話を聞いております。目的は、能力、実績に基づく人事管理の徹底によってより高い能力を持った職員の育成と組織全体の士気の高揚を図って、いわゆる公務能率の向上を目指すんだという大きな目的があるわけですけれども、そこでこの事業が先ほど言ったように2年を経過した中で、目的としていた成果、まだ期間が短いんですけれども、現時点でどのように捉えているのか、まずこの点と、令和2年度で予定している事業内容、さらに、この事業が当初の計画どおり順調に推移しているのかという確認も含めて、この3点について質問をいたします。

○委員長（丹 正臣君） 半澤総務課副長。

○総務課副長（半澤浩章君） お答えいたします。

まず、現在2年目となっておりますけれども、事業内容について御説明をさせていただきます。

こちらの部分、制度構築や導入の充実を目的としまして専門業者とコンサルティング契約を結んで制度の浸透、定着のための職員研修に対する職員派遣をしていただく部分、そして制度内容や運用に対する助言をいただいています。2年目の今年度は管理職を対象として試行として実施をしております。その中で、1年の中で制度実施で要所となります年度当初、そして中間点、そして最後に年度末の評価に向けて年間で3つのテーマを設定しまして研修を実施してきているところです。5月には、年度開始としまして目標管理について研修を行い、中間点の8月には能力、市政評価の平準化について学んだところです。そして、年度末の2月には評価の準備と実施ということで研修を行ってきています。研修についての実施方法なんですけれども、こちらは管理職ができる限り受講ができますように、1日2回の研修を3日間で計6回開催をしまして、可能な限り受講をしてもらえるように通知をしたところです。こういった経過もありまして、9割を超える職員が受講をしてきた経過があります。

試行の結果としまして、現在、自己評価である第一次評価者、こちらのほうは本人が自分を評価する部分になります。そして、その上司が行う二次評価者になりますけれども、そちらの二次評価を3月中に実施をすることとなっております。評価に際しては、伸ばすべき点や改善すべき点などについて本人と上司が面談を行いまして、そういった部分の評価を行っていく形になります。こうした面談については、これまでも一部の職場において実施をしてきた部分がありますけれども、統一した市の制度となりますので、人材育成に寄与するものと考えていま

すし、また、組織力を高めるコミュニケーションツールとして期待をしているところです。また、来年度におきましては、一般職においても試行として導入をすることが決まっています。こちらに向けて2月に制度説明会を実施しまして、一般職の係長職以下の職員の8割が受講をしたところです。

次に、令和2年度の事業内容について御説明いたします。令和2年度の実施内容については、先ほどお話ししていた管理職の試行から本格実施という形に移行します。そして、一般職も試行が始まります。事業の内容としましては、今年度同様に1年間の中で要所となる年度開始、中間点、そして年度末に向けての3テーマの研修をそれぞれの職位に合わせて行っていくことを考えています。管理職に関しては、職員の対象が一般職に広がることとなりますので、より一層の制度の熟知とそして評価の平準化が求められることとなりますので、さらに研修でそういった部分を図っていきたいと考えています。

最後に、計画どおりに推移しているのかといった部分ですけれども、当初スケジュールから2019年度の管理職のみの実施、そして2020年度の一般職への導入としていた部分でしたので、現在のところ計画どおり進んでいると考えています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） よく言われるのは、組織は人ですから。そういう意味では、今回3年目で大きな費用を投入するわけですから、当初の目的どおり一定の成果を期待したいと思います。

次の質問に移らせていただきます。次は、姉妹都市職員派遣研修事業について伺いたいと思います。

この事業は、ことし初めてであります。姉妹都市として20周年になるということから、ゴールバーン・マルワリー市との一層の連携強化と職員の人材育成を目的として職員の派遣を計画するということでもあります。そこで、派遣の時期、それから派遣期間、派遣人数、それから大事なのは研修の内容だと思えます。さらに、どの職員を派遣するか、職員の選抜方法の考え方などの詳細をまずお伺いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 半澤副長。

○総務課副長（半澤浩章君） それでは、私のほうから、派遣期間、派遣時期について、そして派遣人数について御説明をいたします。

こちらの派遣研修、国外の姉妹都市に派遣するという初めての試みとなります。そういった部分もありまして、派遣する職員の負担や所属部署の負担も考慮しまして、ゴールバーン・マルワリー市での滞在はおおむね1カ月程度と想定をしています。派遣の時期やこういったところに宿泊をするのかですとか研修を行う分野については、これからゴールバーン・マルワリー市と協議を行い決定していきたいと考えています。

そして次に、派遣の人数ですけれども、なれない土地で長期滞在をすることとなりますので、不安や想定外の事案発生等に備えて2名の派遣を予定し、予算の計上をさせていただいている

ところでは。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） 私のほうからは、派遣する職員の人選ですとか期待する効果について答弁させていただきます。

まず、職員の人選に当たりましては、まずは全職員を対象として、意欲のある職員を募るという予定をしております。他国における異文化での研修という初めての試みもありまして、派遣する職員については、事前に面談ですとかを行う中で、安全面にも十分配慮した対応を行う考えであります。

次に、期待する効果ですけれども、やはり現地での英会話等によるコミュニケーション力のスキルアップはもとより、グローバルな視点を持った国際感覚にすぐれた人材の育成につながるものだと考えております。これまで深めてきました姉妹都市との交流について、この事業を展開することによりまして、相互理解と交流の促進をより一層図れることを期待しております。研修後においては、国際交流協会ですとか教育委員会、関係団体との連携をさらに深められるといった想定もありますことから、ぜひこの2人については十分な研修のもと、交流も含めて自己研さんも含めて研さんしていただければと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 職員の誰を、どの職員を派遣するかということで、全職員を対象に募りたい。例えば市の考え方として、行って研修をして戻ったときに、その効果を職員に発揮してもらおうということもあるんだと思うんで、募るに当たって、具体的な要件、条件、この辺は整理しているんでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

具体的にはまだ詳細は詰めてはいませんが、当然ある程度の英会話能力も必要かと考えておりますし、一定程度、例えば係長職ですとか、そういった職の限定も含めて、これから協議させていただきながら、人選に当たっては十分に考え方はこうだといったものを示す中で人選していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 時間が迫ってきたんで、これで最後にします。要するに、募るときには要件を付して募るという理解でいいんですか。

それともう1点なんですけど、これもまだ先の話で難しいと思うんですけど、もし考え方があればなんですけれども、来年度以降、ことしで、令和2年度でこの派遣事業をやめるのか、来年度以降、研修としてこの派遣事業を継続するつもりがあるのかどうか、今の時点で決まってい

ないなら決まっていなくていいです。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

人選については、今、委員から言われたとおり、一定程度のやはり条件つきのもとに募集するといった部分もありますが、意欲ある職員を排除するということにもつながる可能性もありますので、そこら辺の部分については、今後、十分詰めていながら進めていきたいと思えます。

この事業が継続するかの部分でありますけれども、まず、令和2年度にこちらのほうからゴールバーン・マルワリー市へ職員を派遣します。翌年度、令和3年度にゴールバーン・マルワリー市職員を士別市に受け入れる予定となっております。相互に受け入れをした段階で双方でそれぞれ検証しながら、この事業のあり方も含めて継続するかを判断したいと考えているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 次に移住定住促進事業について伺います。

事前に通告をしていましたU・I・Jターンの事業内容については、大綱質疑の中で十河議員への答弁で理解をいたしました。この3つの事業についても確実に実行して成果を出すことを期待したいと思います。

それで、同じく通告していましたが、関連してOターンのない事業推進のあり方についてですが、Oターンについては言うまでもなく、一度Uターンをした人がいろんな事情で再度Uターンをするということで、一人の人がUターンを2回やるわけですから円を描くと、そんな感じでOターンと言われております。そういう意味では、このOターンがない事業推進のあり方として、定住・移住された方がいわゆるいつでも相談できる体制の強化が必要でないかと思えます。さまざまな対応があるんだと思えます。例えば地方で暮らすことの理想で来てみたけれども、現実とは違ったという方もいるかもしれません。ホームシックにかかって、やはり戻りたいという方もいるかもしれません。いろんなケースがあると思うんですが、できるだけ定着をしてもらうように、移住定着をしてもらうような対応として、相談できる体制が必要だと思えます。このことについて考え方を伺いたしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上創生戦略課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） お答えいたします。

今、大西委員もおっしゃいましたように、確かに都会から来て本市で描いていたものと、やはり賃金ですとか買い物状況ですとか、想定していた現実と都会との現実の違いで都会に戻ってしまうと、そういったケースはあると思えます。ただ、Uターン者でも農業者ですとか、地域おこし協力隊の方など、本市で活躍して結婚なされている方もいらっしゃるという状況もあります。やはり、十河議員へ御答弁もしましたけれども、移住ナビデスク、これがことしか

ら設置しますので、移住ナビデスクの役割としては、移住者への総合的なサポート、こういった部分も移住ナビデスクの機能として有していく考えでありますので、そういった移住者への相談窓口だけではなく、総合的にサポートしていくことで士別に定住していただきたいという思いでナビデスクを中心に私ども一生懸命頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） まだ委員会が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

(午後 0時00分休憩)

(午後 1時30分再開)

○委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き、総務費の質疑を続行いたします。

総務費について御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、私のほうから総務費のほうで3点通告させていただきましたので、順番を追ってさせていただきたいと思います。

まず、職員研修の考え方ということで、午前中の大西委員のほうからも質疑がありましたが、まず新規事業であります姉妹都市職員派遣研修事業について、あらかじめ事業内容とかはわかったんですけども、ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいので、よろしくお願いします。

先ほどの答弁の中では、今回1カ月ぐらい予定しているということや時期は未定であること、それと2名とか、人選については意欲のある者等々の御説明がありました。その中で、その効果としてどういうものがあるんだという質問に対して、例えば英会話のコミュニケーションも含めてグローバルにすぐれた人材の育成という部分を答弁されたかと思うんですけども、今回研修事業ということでございますので、最終的にその研修されたことをどのように例えば市政に生かすのかとか、もしくは業務に生かすのかという部分の最終的な目標の答弁がちょっと感じられなかったもので、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

午前中の答弁では、さらなる交流の推進という部分もあるところではございますが、研修の部分で今回予算計上させていただきました。本研修によりまして職員の語学力の向上、先ほど委員お話のとおり向上はもとより、外国の行政の仕組みを学ぶことであったり、異文化体験など知識、見聞を広めることができるといった事業でございますので、職員個々の大きなスキルアップにもつながるといったところになると思います。それらをどう生かすかといったところでもありますと、人事異動とかで総合的に判断する中で人事異動を進めないとならないといったこともあって、どこの部署にとかということではないんですが、今、道内でも加速していますグローバル化ですとかインバウンド招致活動等々にも対応できる人材育成につながるのでは

ないかといったところでの研修事業とさせていただきます。行った職員については、個々の能力向上はもとより、ゴールバーンとのつながりの部分もさらに深まるということで、外国との今後の部分で、より一層の活躍できる一つの事業だと捉えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

職員研修の考え方という通告ですので、あわせて同じその職員研修費の中から、毎年事業予算化されていますけれども、職員研修事業費ということで、その項目について何点かお伺いしたいと思います。

今回予算書を見ますと予算書の61ページになります。246万7,000円ということで事業費が掲載されておりますけれども、まずこれについての具体的な研修内容はどのようにお考えなのか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 半澤副長。

○総務課副長（半澤浩章君） 令和2年度の職員研修の具体的な内容についてお答えいたします。

まず、専門講師を迎えて実施する研修としまして、管理職の入り口であります副長職、そして主幹職を対象とした初級管理職研修ですとか、女性職員を対象とした女性職員キャリアアップ研修のほかコンプライアンス研修、仕事の効率アップ研修などを予定しているところです。

また、北北海道定住自立圏域市町村の合同で実施する研修もありまして、こちらのほうも専門講師の派遣を求めまして実施をしているところです。こちらの部分に関しましては、文書作成能力向上研修、政策法務基礎研修、政策形成研修、そしてストレスマネジメント研修を予定しているところです。

また、財政や税務などの専門的知識の向上を図るために、千葉県にあります市町村アカデミーなどの研修専門施設で開催される研修も受講する予定となっております。

友好都市みよし市との相互派遣研修も実施してまして、ことし士別市から2名を派遣して行く予定となっておりますし、みよし市からは例年2名の職員が来市しまして、交流を深めているところであります。市民の目線に立った考え方、協働のまちづくりなどの視点を養う研修としまして士別青年会議所に2名を派遣して研修も実施しているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

とりあえず来年度の令和2年度の研修事業費のお話を聞きましたが、これまでも予算化されていたと思うんですけども、これまでに組み込まれた内容で来年予定している事業と違ったような内容のことがもしあれば参考までにお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 半澤副長。

○総務課副長（半澤浩章君） お答えいたします。

これまで実施してきて来年度に予定していない部分としましては、まず職場環境や能力向上にかかわる研修としましてメンタルヘルスやハラスメント対策、あと事業のスクラップについての研修やプレゼンテーションの能力向上に向けた研修を行ってきているところです。

また、さまざまな講演会や講話の実施もしてきています。誘致企業でありますトヨタ自動車とのつながりから、トヨタ工業学園の学園長からトヨタの生産方式に基づく現場改善についての講演をいただきました。また、日本ハムファイターズの元コーチであります白井一幸さん、そして世界少年野球大会の日本代表監督で世界一の経験もある奥村幸治さんに来市いただきまして、主に管理職向けの講演をしていただいた経過もあります。また、市立病院の長島院長に市立病院の経営改革についてと題して講話をいただいて、そういった市立病院の実情や民間での人材育成、職場改善などについて講演をいただいていたところなんです。

また、本事業で予算計上はこれまでできてはいませんけれども、北海道や道教委などと職員交流を実施してきているところでもあります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） いろいろ事業の内容を今伺いましたところなんですけれども、基本的に今まで、2年度もそうなんですけれども、行う予定というのはいわゆる行政職員としてのスキルアップという部分が一番多いのかなという感じが今しております。それで、もう何年も前になりますが、士別市議会のほうでも2年に1回行政視察ということで、いわゆる先進地の視察に行かせていただいております。それを士別に置きかえたときにどのような政策が立案できるかとかそういったことを学ばせていただいているんですけれども、その際に委員の中からも声が出ているんですけれども、まさに行政職員の担当職員が現場の先進地に出向いて研修というか、先進事例も含めて学ぶ機会というのがすごい必要じゃないのかなと考えております。そういった部分でいいますと、これまでの研修内容にはそういったもの、自治体間交流ではなくてそういう研修というものがあまりなかったようなので、今後そういった事業予算も含めてやっていきながら、ボトムアップ式で市の担当職員が企画立案できるような、そういった勉強会も必要なのかなと感じております。

そういった意味で、先ほどのゴールバーンの研修の件も、要するに研修で行くのか、交流で行くのかという部分でいいますと、交流は交流で決して悪いことではありませんし、意義のあることだと思います。ただ、今回その研修費から出たので、最終的に目指すものはどこなんですかというお話を聞かせていただいたところでありまして、例年事業参加されています職員研修事業の中でも、今後そういった事業を取り組んでみてはいかがかなと感じているんですけれども、現段階の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

議会のほうで行政視察ということで取り組みがなされてきたといった部分でいきますと、本研修事業の予算ではございませんが、各事業を進めるに当たっては、先進地視察など各担当課ごとに予算計上、旅費の部分で計上して実施しているといったところになっています。主なものとしましては、新庁舎建設に当たっては検討市民委員会の皆さんですとか議員の方にも御参加いただく中で岩内町への視察ですとか、ごみ有料化に当たっての環境審議会委員と合同の岩見沢市への視察、成年後見センターの立ち上げに際して室蘭市へ設立検討協議会委員のほか、和寒、剣淵、幌加内町の職員と合同での視察等々を実施しております。この研修事業ではないんですけれども、そういったことで各部が事業の推進に当たって先進地と思われるところにそういった行政視察をしているといった状況になっております。研修事業としての予算はないといったところで、今後の部分におきましても、各事業を進めるに当たってはその行政視察の必要性も含めて、それぞれの事業の中でそういった旅費等で予算計上するといったところで今のところ考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

それでは、同じく総務費の2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。総務費の広報広聴活動費の中で今年度新事業となっております市民生活情報アプリについて幾つかお聞きしたいと思います。予算書でいいますと61ページ、それから予算説明資料でいうと7ページに記載がされております。

まず、これは導入に当たって、おおよそアプリといいますのでスマートフォンで見るとはわかるんですけれども、どのようなものの狙いがあるのか、御説明いただきたいと思えます。

○委員長（丹 正臣君） 高橋自治環境課自治広報係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

スマートフォンの個人保有率は年々上昇しておりまして、70代のスマートフォン比率が5割を突破したという民間の調査結果が出ております。また、全国の自治体で自治体アプリの配信も増加している状況にあります。市の公式ホームページは、市民のみならず事業者や市外の方に向けた情報などありますが、今回のアプリについては市民向けの情報に絞って情報発信し、身近なものとするために導入するものでありまして、利用者も市民を想定しております。市民が手軽に市の情報を入手する機会を増やすため、新たにアプリを導入したいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ただいま答弁にもありましたが、各自治体でも今始めてきているということで、私のほうもちょっと調べさせていただいたんですけれども、ここ2、3年で本当に一気に広がっている。それこそ町村でも始めているところもあるということで、今後、特に若い人、

今70代のお話もありましたが、若い人の保有率がもう圧倒的に高いですから、今後必要になっていくサービスなのかなと感じております。それで、具体的にそのアプリケーションの内容はどのようなものを現在想定されているでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 高橋係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

アプリの導入当初は、避難所マップ、ハザードマップなどの防災・災害情報、それから広報しべつ掲載、ごみ分別事典や収集カレンダー、子育て情報、各種健診の案内、生涯学習、市議会、医療などの情報発信を計画しております。ごみの収集カレンダーでは、ごみの出し忘れアラートの設定もできるほか、お知らせやイベント情報を発信する際には読み忘れを防ぐというところでプッシュ通知を出すことも可能になっております。スケジュール的には、8月からの提供開始に向けて導入準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

それで、今アプリケーションの内容はいろいろ伺ったんですけれども、今後、取り急ぎ用意されてつくり、運用されると思うんですけれども、その後に例えば市民が新しく欲しい情報とか、担当の方がこういったものもやったらいいんじゃないかとなった場合に、そのシステムの管理であるとか、例えば自分たちでつくるアプリケーションなのか、もしくはある程度フォームみたいなのが決まっている中でそれを運用してつくと。例えば更新やら追加やらというのは、ある程度の自由度があるようなものなのではないでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 高橋係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

基本的なフォームですとかそういったところは決まった部分もあるんですけれども、管理については導入後は広報業務を担当しております自治環境課で管理を行っていきませんが、各コンテンツの内容の変更についてはそれぞれの所管課で行ってまいります。導入を予定しているアプリはCMS、コンテンツ・マネジメント・システムという機能を有しております、改修費用を生じさせることなく、それぞれのところで新しくコンテンツを追加することができるようになっています。運用後の状況を見ながらコンテンツの充実を図って、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それで、先ほど例えば防災であるとか広報であるとか、あとごみとか子育て等々のお話がありましたけれども、例えばその防災でいうと現在の市の情報発信としてはもちろん広報もありますし、ホームページもありますし、フェイスブックもある、それからさほっちメールとかもいろいろありますけれども、更新する段階で特に防災は瞬時に更新していく

ものですから、例えばアプリが一番メインになっていくのか、それともホームページなのか、その辺はどういうふうに今後捉えたらよろしいのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 東川資源循環統括監。

○資源循環統括監（東川晃宏君） お答えいたします。

優先順位というわけではありませんけれども、市の公式ホームページというのがやはりメインになってくるかとは思いますが。そういったところを更新しつつ、例えば今度導入しますアプリでそういった情報発信もすると。そしてそこを情報を見たい方がクリックすると例えば市のホームページのほうに飛んで行くという形でリンクも張って行くという予定をしております。いろんなツールがありますが、現在のところそれが全て連携して更新できるという形にはなっていないのが現状でありまして、そういった情報を発信するツールごとに情報を載せていく必要があるというのが現状であります。いずれにしても、市のほうとしては一番オフィシャルなものとしてはホームページというものがありますので、そういった部分は大切にしつつ、補完をする意味でのアプリや例えばフェイスブックやLINEやさほっちメーサーといったようなものについても、情報が漏れることがないように、そこは徹底して運用していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 最後にもう1点お伺いしたいんですけども、今のお話で考えますと基本的に一方方向の情報提供というイメージがあるんですけども、例えば今後、新たな使い方、システムを使えるのであれば、例えばですけども、子育て情報があったとしたら、いついつここで何が開かれますとなったときに、例えばそこで申し込みもできるとか、そういった使い方ができると利用者はすごく助かると思っておりますし、皆さんに使われやすいんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方はどのようになっていますか。

○委員長（丹 正臣君） 高橋係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

導入を予定しているアプリには、メールによって市へ連絡をする機能が搭載されています。この機能を使いまして、粗大ごみの収集申し込みの受け付けですとか、今検討しているのは市民の方に例えばお気に入りの市内の風景、珍しい風景も含めてなんですが、そういったものを投稿してもらって、それをホームページやフェイスブックなどで紹介するといった活用の方法も検討予定をしているところであります。ジャンルによっては、このメール報告の機能を活用しながら、使いやすいアプリということで検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

それでは、総務費の3つ目の項目に移らせていただきたいと思います。これも新規事業とな

っておりますが、キャッシュレス決済導入についてということで、この質問をさせていただきます。予算資料では77ページ、予算説明資料では11ページになります。

まず、この導入に当たっての協議経過、目的、また効果等々どのように捉えてらっしゃるのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 古川税務課長。

○税務課長（古川 敬君） お答えいたします。

これまで本市では、納税者からコンビニ払い、クレジットカード払いなど多様な市税の納付方法を希望する声が寄せられておりまして、また道内におきましても電子マネー納付に対応する自治体が増えてきている状況にあります。こうした背景から本市では北海道や近隣の名寄市が導入しておりますクレジットカードで納付するクレジット納付の調査・検討をこれまで進めてまいりました。しかし、そのような中で今年の7月にクレジット納付大手のヤフー株式会社から令和3年度をもってクレジット収納サービスを終了し、電子マネーに移行するとの通知を受けたところであります。そこで、昨年10月の消費税増税を契機としまして、オリンピック・パラリンピックを見据えたキャッシュレス化が急速に社会や市民生活に浸透してきたことから、このたび本市では多様な納付方法への対応としまして、スマートフォンを用いた電子マネーによるキャッシュレス納付、いわゆるスマホ収納について検討を進めてきたところであります。

目的と効果についてでございますけれども、本市の収納率は市民の高い納税意識にも支えられまして高水準にあるものの、引き続きそれを維持し、今後、収納率の低下を招かないためにも、自宅や外出先で24時間365日納付が可能なキャッシュレス決済を導入することで収納方法、納付方法の多様化を図り、納税者の利便性向上につなげるものであります。

また、現在、口座振替につきましては、指定金融機関のほか道内5カ所の金融機関等で取り扱っており、納税義務者の約51%の方に利用をいただいているところでございますけれども、キャッシュレス決済導入により現金を電子マネーに変換する、いわゆるチャージをすることができる金融機関が大手銀行を初めネット銀行など全国83カ所に対応していることから、実質的には口座振替ができる金融機関の拡大につなげることができます。

また、現在、本市の納付収納状況の管理は、金融機関から送付されている情報をもとにシステムに手入力で処理をしていく必要がありますけれども、キャッシュレス決済では収納情報がデータによって提供されることから、事務の効率化につながるものと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、予算を見ますと今回309万2,000円ということで計上されておりますが、この内訳についてお話しいただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 小林税務課納税係長。

○税務課納税係長（小林広之君） お答えいたします。

全体としましては309万2,000円、こちらの予算の内訳としましては、導入の初期費用として

総合行政システムの改修に258万5,000円、キャッシュレス決済初期導入費に33万円です。次に、ランニングコストとして月額利用料、決済手数料の17万7,000円です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

それと、今回、予算概要のほうを見ますと写真つきで載っているんですけども、11ページです。LINE Payを今回導入を決めたということなんですけれども、全員協議会か何かで1回御説明はいただいたんですけども、改めてこのLINE Payを選択したその理由というのを、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 水留税務課副長。

○税務課副長（水留啓諭君） お答えいたします。

来年度から導入を目指しますのは、スマートフォンを用いたキャッシュレス決済の請求書払いという仕組みでありまして、市から納税義務者の方に送付をします市民税、固定資産税などの納付書に専用のバーコードを印字し、それを納税者自身が自宅などでバーコードをスマートフォンで読み取ることにより電子マネーで決済をするものであります。この専用バーコードについては、通常コンビニエンスストアで支払いをする際に、レジで読み取るバーコードと共通のものを使用する必要がありますことから、これまでキャッシュレス決済につきましては、事前に市税のコンビニ収納、コンビニ納付に対応をしていることが必要でありました。コンビニ納付に対応していないとキャッシュレス決済には導入をできなかつたんですけども、このたびLINE Pay社が本年の4月から本市のようなコンビニ収納に対応をしていない自治体であっても、このキャッシュレス決済の請求書払いという仕組みを利用できるサービスを新たに開始したところでありまして、また新年度から始めることによりまして新サービスのモデル自治体として導入費、それから決済手数料について通常より低額で契約が可能になりますことから、今回LINE Payの選定に至ったものであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 新たにスマートフォンを用いて収納できるという部分では市民の方も非常に嬉しいことだと思うんですけども、ちょっと一つ気になっていますが、今各社いわゆるスマホ決済が出ています。まさに10月1日からのキャッシュレス、特に還元率の関係もあつたので一気に広がった感があるんですけども、今お話、士別が今回導入予定のLINE Payであるとか、例えば楽天ペイ、ドコモのd払いとか、auWALLET、あとPay Payとかいろいろあると思うんですけども、こういったものを使うときというのはどちらかというと、例えば士別がLINE Payを使っているんでLINE Payを使って支払おうというよりは、いつもお店で使っているような、例えばPay PayだったらPay Payで納税したいという方も多んじゃないかと思うんですけども、導入の理由は今お話いただきましたの

で、今後、その選択肢の拡大という部分に関してはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 水留副長。

○税務課副長（水留啓諭君） お答えいたします。

コンビニ収納や電子マネー納付につきましては、納付された収納金の取りまとめや払い込み、それから収納情報の報告などを一括して提供する収納代行業者というのがありまして、収納代行業者がコンビニ各社やLINE Payなどの事業者と提携をし、本市と収納代行業者が代行委託契約を結ぶことによりましてサービスが使用できるものであります。そのため来年度につきましては、LINE Pay社が始める新サービスに対応している収納代行業者と本市が契約をしまして、キャッシュレス決済をスタートしていく予定をしておりますけれども、今後、収納代行業者がLINE Pay以外のスマホ決済ともLINE Payと同様の方式で連携をしていく予定でありますことから、将来的に各種スマホ決済に拡大をしていくことが可能と考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 確認ですけれども、先ほどの答弁で今回そのシステムの改修と初期導入ということで委託料が出ていますけれども、今後、今御答弁いただいた例えばそのPay Payであるとか、ほかのキャッシュレスに対応した場合、新たな大規模改修をしないでも対応できるという考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 水留副長。

○税務課副長（水留啓諭君） お答えいたします。

納付書に印字をするバーコードにつきましては、コンビニ収納やそれからほかのLINE Pay以外のスマホ決済でも共通の仕組みを使うことになっておりますことから、今回のLINE Payの対応に係る行政システムの改修につきましても、今後、ほかの電子マネー等にも流用、活用が可能な方法により行っておりますことから、大規模なシステム改修は必要ないものと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、最後にもう1点だけ、質問というか要望になるかもしれないんですけども、今回質問するに当たって北海道の自治体がどの程度キャッシュレス化しているかというのをちょっと調べさせていただいて、結構思った以上に多く自治体が使っています。それで、どのようなものに対応しているかという、今回士別市は市税ということになっておりますけれども、例えばそういった公金のほかにも、細かく言うと例えば給食費であるとか上下水道、あとは介護保険料であったりとか、各種いわゆる市に納めるものが対応しているケースも結構多いんです。そういった意味でそちらの部分の拡大というのは、今後、可能なのかどうなのか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） 市税以外の公共料金等への対応ということであります。

今回の市税のキャッシュレス決済にあわせまして、市民課及び税務課の窓口での住民票ですとかその税の証明手数料など、こうしたものについて、新庁舎の移転後ということになりますけれども、LINE PayのこのQRコードという決済を導入していく予定をしております。それから、そのほかの各種公共料金への対応ということでもありますけれども、これについては対象となりますその市民の年齢層でありますとか納付金額あるいは納付月数など、その特徴が異なるといったこともありますし、その収納管理を行っています、例えば今お話があった上下水道ですとか公営住宅ですとか、そういった業務システムごとにこれは改修費を要するものですから、そういった課題もあります。それで、今後については市税の電子マネー納付の利用状況、これですとか効果について検証を行い、それを各関係部局で情報共有を図った後に検討ということと考えております。

○委員長（丹 正臣君） 次に、第3款民生費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 私は、民生費、社会福祉費のうち高齢者生活福祉センター管理費について質問いたします。予算書は96ページ、予算説明資料はございません。

また、あわせて今回付託をされております予算関連議案として議案第12号士別市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例、この関連も含めて質問をします。

まず、議案第12号の提案説明によれば、この高齢者生活福祉センターの入居者、この管理費については居室の水道料金及び廊下など共用部分の電気料金の実費を負担する共通管理経費、これを現在の月額2,000円から月額3,000円に改定をするということでございます。この部分、見直し額はプラス1,000円、上昇率は50%の増となっておりますけれども、今回の見直しに至った背景と大幅改正になった理由をお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 黒沼地域住民課副長。

○地域住民課副長（黒沼淳一君） お答えいたします。

高齢者生活福祉センターの共通管理経費につきましては、センターの入居者の共用スペース、こちらにつきましては玄関、廊下等の電気料及び居室部分の水道使用料の実費相当分といたしまして平成15年の施設開設から月額2,000円を負担いただいておりますが、この間、電気料金等の値上がりなどもあり、過去3年間の実績により算定し直したところ、月額3,000円程度となったことから現行の金額と乖離していたため、改正を行うこととしたものであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 過去の電気料金の大幅増ということの対応ということでもありますけれども、同じく提案説明によれば、今回の改正はこの施設以外、使用料及び手数料見直しの実施時期と整合を図るとされているところでありますけれども、そもそもこの施設の今回の改正となる使

用料が手数料及び使用料の見直し対象施設となっていない理由についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 黒沼副長。

○地域住民課副長（黒沼淳一君） お答えいたします。

高齢者生活福祉センターの使用料のうち光熱水費等の実費及び共通管理経費につきましては、入居者が実際に使用した光熱水費または居住者が共通に使用すると認められる部分の光熱水費を居住者に応分に負担していただく性格のものであります。この2つにつきましては、実費弁償的な意味合いでありますことから、使用料及び手数料の見直しの対象としなかったものであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 性質が違うということだと思えますけれども、まずはそういう意味でいけば、平成15年開設からこの間まで全くさわられてこなかったという部分については、ちょっと何かしらの見落とし等々があったのではないかなという指摘をさせていただきたいと思いません。

次に、設置条例を見ますと、士別市高齢者生活福祉センター条例でございますけれども、答弁の中でも触れられております使用料については、1つ目に居住部門使用料、いわゆる室料と、2つ目には光熱水費等の実費、そして3つ目に今回改正となりますセンター共通管理経費の合算額だとされております。そういう部分でいきますと、居住部門の水道料、これが上がっているんで、共通管理経費の中での対応だということで今回改正という提案理由がございますけれども、この条例を見れば居住部門の水道代については光熱水費等の実費に含まれると考えるところが通常かと思えますけれども、そういった意味では今回の水道代の部分も、この共通管理経費に含めての改正というのは、これは妥当なのかどうなのか、その辺の見解をお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 黒沼副長。

○地域住民課副長（黒沼淳一君） お答えいたします。

光熱水費の実費に含まれる費用につきましては、各居室の電気料となります。電気料につきましては、各居室ごとにメーターが設置されているため、入居者が実際に使用した金額を光熱水費の実費としてお支払いいただいております。一方、水道代につきましては、各居室ごとにメーターが設置されていないことから、居室ごとの使用料が確認できないため、共用部分の電気代と同様の形で入居者に応分に負担していただく料金として共通管理経費に含んでいるものであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 個別メーターで量がわからないので、言葉は悪いですけども割り勘でということでもありますけれども、もう一回この部分確認なんですけれども、今回わからないので、

要は2つ目の実費ということで取れないので共通管理経費に含まれているという、この対応についてはこれはやむを得ない対応という、そういう考えでありますでしょうか。改めてお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 黒沼副長。

○地域住民課副長（黒沼淳一君） お答えいたします。

水道料金につきましては、先ほども申し上げたとおり、各居室ごとにメーターがついていないということで、共用部分と同じように居室で割ってお支払いいただいているということです。以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 令和2年度の予算書を見ますと、このセンターの歳出、光熱水費は603万1,000円となっております。この管理にかかわって特定財源、財源の部分を見ますと、その他財源として498万円が計上されています。この498万円とは何ぞやということで歳入予算を見ると、その内訳は高齢者生活福祉センターの使用料が198万円、それと雑収入、雑入で高齢者福祉センターの利用料が300万円と、これを合わせた498万円がこの管理にかかわっての特定財源として計上されています。このうち使用料については今質問しております条例に記載のある使用料、具体的には居室料と今回改正がされる共通管理経費だと思うんですけども、この利用料というのは何なのか、その部分についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 黒沼副長。

○地域住民課副長（黒沼淳一君） 利用料につきましてお答えいたします。

利用料につきましては、当センター内にある在宅介護支援センターの利用分となっております。内訳につきましては光熱水費、消防設備点検などの点検料、それから電話料の実費等となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 確認でありますけれども、今ありましたとおり、そのセンター内にある部分ということの実費も含めた、いわゆる家賃、こういう考えでよろしかったでしょうか。再度確認させてください。

○委員長（丹 正臣君） 長南朝日支所統括監。

○朝日支所統括監（長南広基君） お話のとおり、在介支援センターから実費分としていただいている部分でございます。家賃の関係につきましては、当初この施設、在介支援センターということで旧朝日町で設置した部分もありまして、家賃としての部分はいただいている状況になっております。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） わかりました。

設置当初の状況ということで、ただ、この部分も指摘をさせていただきたいのは、あくまで

も公共施設の室料というか貸している状況になっていますので、何かしらの契約等の手続があることが必要ではないかなと考えています。そこで今の歳入予算額、利用料300万円の部分については今お伺いしたんですけれども、その残り、使用料の部分、198万円だということでありまして。こちらもまた設置条例、戻りますけれども、ここの書き方でいくと光熱水費が600万円の支出に対して、その実費相当も含まれている入居者の室料や今回の共通管理経費等々がこの額だと思うんですけれども、今の300万円を除いても残り300万円、最低でも使用料の中で御負担いただくというのが妥当ではないかと考えるんですけれども、その点についての見解をお示してください。

○委員長（丹 正臣君） 黒沼副長。

○地域住民課副長（黒沼淳一君） お答えいたします。

光熱水費603万1,000円に対しまして、利用料、使用料としての収入が198万円、それから300万円、合わせまして498万円。この数字につきましては、収入に対しまして光熱水費が105万1,000円上回るという形に予算上はなっております。こちらの理由でありますけれども、光熱水費603万1,000円にはセンター内の社会福祉協議会朝日支所事業所分の光熱水費、こちらについては面積案分により市が負担しておりますが、そちら約60万円程度ですけれども、そちらが含まれております。また、利用料それから使用料の収入の積算であります。入居者数等流動的であることから歳入欠陥にならないよう、実際の見込みよりも少なく積算していることから光熱水費が使用料を上回っている形になっております。光熱水費につきましては、社協事務所分に係る市負担分を除きまして、入居者からの使用料、それから在宅介護支援センターからの利用料でほぼ同額になる見込みを立てております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 次に、歳出の中で施設等管理業務委託料予算額は1,482万4,000円でございますけれども、これの委託業務の概要についてお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 黒沼副長。

○地域住民課副長（黒沼淳一君） お答えいたします。

委託業務の内容につきましては、施設の清掃、草刈り、除雪等の施設維持管理業務のほか、入居者に対する相談、助言、緊急時の対応や各種手続の援助、さらには入居者の交流の場の提供などを行っております。委託料の内訳であります。管理責任者、生活援助員、宿直者の人件費、施設の管理、環境整備費などが委託料の内訳となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今回通告をさせていただいている部分の中に入るんですけれども、ただいまの質問の中で触れております設置条例の第1条には、この施設の設置目的として高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供とあります。同じく同3条、利用対

象者については原則として60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方、家族による援助を受けることが困難な方ということで、独立して生活することに不安を抱える方というのが入居できる対象者となっているところであります。開設当時の背景等々はあるかと思うんですけども、また利用対象者の年齢、60歳以上から入居が可、さらには介護支援機能といっても入居に当たっては介護認定があるかないかが入居要件じゃないという現行の取り扱いは承知をいたしますけれども、そういった意味ではイコールとはならないと思いますが、今の現状、土別の地域内を見ますと、介護事業として類する事業を数多くの民間事業者が行っている状況があるんじゃないかなと思います。そういった意味では、委託法人に今の委託業務の内容をお聞きしますと、介護手続等々ということでもありますので、これはこの施設のみならず在宅でいらっしゃる介護のサービスについては、介護支援専門員、ケアマネさんが自宅に来てということで、そういった部分で介護サービスにきっちりつないでもらえるという今状況にあると思いますので、そういった意味ではこの設置条例における不安を抱える方のための施設というのが、ちょっと今のこの本市の状況、また介護事業がこういった民間事業者が多く行っている状況にあっては、またこれは提案になりますけれども、今のその委託法人、具体的にはその横にある法人がこの業務を委託しているとお聞きをしておりますので、この施設全般を例えば施設を譲渡してそこでそういった業務、事業に活用いただくという、そういった見直しも検討できるのではないかと考えています。

公共施設のあり方についてはこの間、議会の中でもさまざま出ております公共施設マネジメント計画という中に今後の公共施設のあり方についても議論されているところでありますし、あわせて事業アセスメントサイクルとか、いろんな今の行っている事業全般について大きくいろんな見直しがされているという中であって、この施設についてはその部分どういう取り扱いがされているのかと。具体的には今申し上げた公共施設マネジメント計画におけるこの施設のあり方等々、こういった議論をされているのか、もし検討結果があればお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 長南統括監。

○朝日支所統括監（長南広基君） お答えいたします。

委員お話のありました公共施設マネジメントにおけますこの施設の位置づけでございますけれども、高齢者施設全体でのマネジメントの評価といたしましては、提供主体は委員おっしゃるとおり入所介護サービスなどについては民間事業者でも提供していることや高齢者向けのサービス全般についても民間サービスが充実をしているということで、一部は行政で実施しますが、民間主体という位置づけになっておりますし、さらには総量の関係でも、民間事業者も多いことから、行政が運営する総量については、今後の余力を踏まえ適切な供給量に見直していくという位置づけになっております。

それで、この施設の位置づけでございますが、この施設の背景を若干申し上げますと、平成10年度に今後5カ年間の高齢者保健福祉政策の方向ということで、ゴールドプラン21に推進された事業の中でこの施設を当時、朝日町が設置をしております。その設置の背景に当たりまし

ては、平成10年度に朝日町で実施をいたしました65歳以上の高齢者を対象とした高齢者実態調査を平成10年に実施しております。その中で在宅介護支援センターの整備の規模、それからひとり暮らしに不安を抱いている方が高齢者福祉センター、いわゆるこの施設でいう居住部分の設置を望まれておりました。そこで、高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるように支援するため、この設置をしまして、総合的なサービス調整あるいは相談業務の強化、充実を図ってきたという背景がございます。さらにはこの施設については、低所得者に配慮した制度であるということ、さらには、普通交付税の高齢者保健福祉費で算定されているという中身から、国の支援を受けている施設であるということ踏まえて、評価としては現状維持の判断をしたところであります。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 開設に向けた背景等々、今御説明いただきました。例えば平成10年度代でいけば介護保険事業等も創生期ということで、大きくは士別市においても特養等、老健ということになっているんですけども、私の今申し上げている部分の視点は、やはりこの今の地域を見ますと、介護事業の中にあってもサービスつき高齢者住宅ですとか、有料老人ホームであるとか、さまざまな形態がある中で介護保険事業、これは繰り返しになりますけれども、入居要件として介護認定を入れろということではないんですけども、類する事業を本当に市内において多くの民間事業者がやっている中であって、この直営として、施設を持って直営として運営、もちろん今ありましたとおり、運営委託については運営は委託をしているということなんですけれども、今後のやはり施設のあり方について、今のマネジメントの中にあっても現状維持評価という、そのままになっているということにもありますけれども、やはりいま一度、今の現状から見てどうなんだろうかという検討をすべき施設だと私は強く思うんですけども、その部分について見解あればお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（丹 正臣君） 長南統括監。

○朝日支所統括監（長南広基君） 公共施設マネジメント基本計画におけるこの施設の位置づけは今お話ししたとおりなんですけども、その位置づけの中でも触れておりますけれども、民間事業者が多くなっているということで、行政が運営する裁量については、今後の利用動向を踏まえながら、やはり適切な供給量を見直していく必要があるということに評価もされておりますので、今後この施設の機能や管理運営体制につきまして調査・研究をしてみたいと思えます。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。佐藤 正委員。

○委員（佐藤 正君） 私は、敬老バス乗車証交付事業についてお尋ねいたします。

昨年4月から敬老バス乗車証が有料になり、約1年が過ぎようとしておりますが、昨年同期と比べて利用者数はどうなっているか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾介護保険課高齢者福祉係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

令和元年度の敬老バスの利用実績でございます。

直近の数字、1月末現在の実績になりますが、現在市内では士別軌道と道北バス2社において路線バス事業を行われておりまして、こちらを個別にお知らせした後、合計の数字をお知らせいたします。士別軌道の路線が合計で、1月末現在ですけれども6万5,796人、前年同時期が8万3,740名、前年対比が78.57%となっております。道北バスの路線が合計で2,241人に対しまして前年同時期が3,129名、前年対比が71.62%、全体では6万8,037名に対しまして前年同時期が8万6,869人、前年対比が78.32%となっております。これに加えて、敬老バス、今回有料化と対象年齢を拡大させていただきました。昨年までが74歳以上を対象に行っていた事業になるんですけれども、4月から70歳以上に拡大させていただきました、こちらの登録者数についてもお知らせいたしたいと思っております。前年度末の登録者が2,946名に対しまして本年1月末で3,351名、405名が増加している状況です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 昨年から比べると全体で道北バスと士別軌道では78.3%の利用だということで、この減った分についての要因はどういうぐあいに考えておられますか。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

今回減少の要因でございしますが、もちろん有料化した個人の経済負担が発生したということも一因だと考えております。また、本年につきましては、例年冬期間の乗車数というのが非常に伸びるものなんです、例年に比べてちょっと伸びが緩やかであったということもありまして、雪の多い少ないですとか、気候面による要因も多少あるものかと分析しております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 冬期間の雪の関係でという話もありましたけれども、やはり高齢者の方は今までは無料でしたけれども、特に郊外から出られてくる方は乗り継ぎだとかという、そういう事情もあって、やはり1回出てくると数百円かかるということで、外出控えがあると思いません。私も郊外の人と何人かお話をさせてもらいましたけれども、何百円の出費が、1回ならいいですけれども、月に2回、3回出てくると出費が増えるということで、出控え、控えているという話でございました。特に市内とは違って、郊外から出てくる人は、先ほども言いましたけれども、乗り継ぎがあるということで、この辺もやはり考慮する必要があるのではないかと思います。

それで、次の質問に移りたいと思っておりますけれども、新年度から1日乗車券をするということで拡大されておりますけれども、その詳細をお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

まず、新年度から開始します市内循環バスの1日乗車券でございます。1日乗車券につきま

しては、今運行している士別軌道から1年間の期間にて実証実験としてこの1日乗車券を販売したいという提案がありました。市でその購入する市民の方に敬老バスと同様に助成をいただけないかという提案を受け、市にて検討した結果、4月から実施を予定しているところです。

1日乗車券につきましては、現在、敬老バス乗車証を交付されている市民が1枚180円の自己負担で市内循環線の外回り、内回り、西回り線が乗り放題となる券を販売いたします。ここに対して助成をしていくという形になるんですけれども、先ほど申し上げた180円が既に助成後の金額という形になります。

市が行う助成の詳細としましては、この1日乗車券、通常販売すると370円ほどになるとお聞きしておりますが、ここに利用者の自己負担180円と市の助成190円という内訳で、こちらの券を発券して実施していきたいというところであります。事業者が、こちらの助成金額について購入された市民の代理で助成金額を代理受領するという方式になりまして、こちらは現在市で行っている敬老バスも同様の形となって、こういった形で経済的負担を軽減していきたいと考えています。券の販売場所でございますが、士別軌道の本社と郊外線の路線バスの車内で販売を行う予定となっております。1日乗車券ですが、一度に複数枚の購入というのが可能になりまして、購入日以降に利用していただくことも可能であります。利用に関しては、1日乗車券を最初に使う場合は、運転士さんにまず券を渡していただいて、運転士さんが日付のスタンプを押して半券を切り取ります。2回目以降は、そのスタンプの押してある券を運転士に提示することで乗車可能となるような仕組みとなります。

販売期間としましては、令和2年の4月1日から令和3年の3月31日までの期間としまして、購入した券の使用期間は令和3年の6月30日までの期間で実施すると提案があったところです。繰り返しになりますけれども、本事業は士別軌道より提案があったもので、利用がどの程度あるかというところの見通しがちょっと不透明な部分がございます。まずは実証実験として実施しながら、この事業を検証していきながら、今後の方向性を検討していきたい意向であるとお聞きしているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 今いろいろ詳細をお聞きいたしましたけれども、高齢者にはちょっと複雑でわかりづらい部分もあるのかなという今詳細を聞いて感じていたところがございます。1日券の販売場所は士別軌道本社と、もう一つは郊外の車内でも買えるという返事ございましたけれども、市内循環バスでも買えるようにしたほうが高齢者の利用者の方にはいいのではないかなということを思いました。

また、士別軌道の循環バスだけに限定されるということなんですけれども、士別軌道全線の適用は、これは今のところ考えていないのでしょうか。1年間の実証実験ということで、先ほど御回答がありましたけれども、状況によっては1年後は廃止するということにもなりかねないかなと今答弁を聞いていて感じていたんですけれども、その辺も含めてもう一度答弁をお

願います。

○委員長（丹 正臣君） 伊藤介護保険課副長。

○介護保険課副長（伊藤昌彦君） お答えいたします。

まず、全路線での実施はできないかといった質問でございます。

この1日乗車券の販売につきましては、交通事業者から運輸局に届け出をして実施をしているものとなりまして、この届け出には一定の期間、確認作業等を要すると伺っております。現時点では、市内循環線、3つの路線なんですけれども、この3つの路線について士別軌道が届け出を行っている。今、事前確認をしていただいているといったところとなっております。この市内循環線につきましては、同一路線を同一料金で運行しているといったことから、1日乗車券の金額を一律で料金設定をすることができる。それに対しまして、その他の郊外路線につきましては、距離に応じて料金が加算されるという仕組みとなっているため、一律で料金設定が難しいということをお聞きしております。

以上のことから、1日乗車券につきましては市内循環線のみでの実施を予定していると聞いております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 青木介護保険課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） 委員のほうから1日乗車券の関係で販売場所等のお話がありました。こちらについてお答えしたいと思います。

まず、実施事業者となる士別軌道より、この1日乗車券の循環線での販売、ここについては他の路線よりも利用人数が市内線は非常に多いということ、それから道路事情によりまして定時の運行時刻が遅延するといったこともあります。こういったことから事業者への苦情ですとか、そういったものにつながっているケースもあるということで、利用者には御理解をいただいた中で利用いただいているところなんですけれども、こういった1日乗車券を販売することで、また現金の收受ですとか、発券作業が市内線のバスでやらなければいけないということになりますと、そういった事務的な作業も必要となるといったことから、そういった原因にもなるということや、また運転手へも精神的な負担もあるといったような中でお話を伺っております。また、そういった安全な運行をする上で妨げになるということなどから、市内循環線のバスでの販売は行わないと伺ったところであります。

また、この1日乗車券につきましては、先ほどからもお話がありますように、交通事業者独自の取り組みということで、そこにあわせて実施、市が助成するといったことで市民に対して助成するといったような内容となっております。また、販売場所、そういったことなどについても事業者と情報交換はできると思いますので、そういったことを話しながら、事業者において拡大ができるということであれば、検討もしていく必要もあるのかなと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 郊外線はバスの中で1日乗車券を買えるということで、循環線は社内の中では買えないということなんですけれども、高齢者は販売場所の士別軌道の本社まで行かなきゃならないということで、そこに行くまでに100円かかるということで、そういう面ではどうなのかなと。この1日乗車券の、何回も1日に乗る人はいいと思うんですけども、郊外線と同じようにやはり市内バスは混んでいるという回答もありましたけれども、私が見ている範囲では、さほど人は乗っていないのかなという気もいたします。

それと販売価格が370円、市の助成が190円ということで、この辺の根拠はどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） 先ほどもお話をいたしましたけれども、この事業は士別軌道の事業でありますので、そういったところと情報交換しながら今後の運用などについても話し合っていきたいなと思います。

それで価格の設定ということですけども、こちらも士別軌道からの提案ということで、まずは370円という、経営していく上でその料金は必要だということになっております。今現在、高齢者の方が高齢者バスを利用するときには、一乗車100円ということで往復すると200円という形になると思います。そういったところの利用の状況から考えますと往復で200円よりは安い設定というところで理解しているところです。という利用の仕方ということで、残りを市のほうで助成していただけないかという回答になろうかなと思っています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言はございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、私のほうから敬老事業開催助成事業について伺いたいと思います。

改めてこの事業の目的と、それから助成金の算定基礎を確認したいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾介護保険課高齢者福祉係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

敬老事業の目的をまずお伝えします。士別市の敬老事業補助金交付規則というものがございまして、こちらに目的のほうに記載されております。目的は、今日の社会の隆盛が先駆者である高齢者の辛苦と努力の結晶であることをたたえ、その労をねぎらうとともに長寿を祝福し、敬老思想の普及と高齢者福祉の向上に寄与するためとなっております。

続いて補助金の算出根拠でございますが、こちら同規則の第2条、こちらに記載がございません。補助金ですが、単位自治会及び複数の自治会、並びに市長が特に認める団体が高齢者に対して行う敬老事業に対して交付するとなっております。ここに規定する高齢者でございますが、士別市民で当該年の12月31日現在において満75歳以上のものを高齢者と規定しておりまして、補助金の金額が補助金申請時にその当該地域に居住しております対象者の数に2,200円を乗じて得た数を補助金として敬老会の開催経費として算定しております。この補助金の額2,200円

につきましては、敬老会開催のときに、あくまでこちら開催経費としての補助だという形で、高齢者一人一人にこの金額を渡すものではありませんということを各自治会、また実施している団体さんに御理解をいただきながら実施しているものであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今の2,200円というのは、昨年と比較して同じですか。どうでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

昨年と同様でございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 1点気になっていることが、昨年もありましたけれども、この助成金の減額をしたいということで各自治会に相談した経過があります。そして自治会長の皆さんから何人か話を聞きました。私も自治会長の経験がありますから、そのことは承知をしているつもりですけれども、市の財政状況は詳細はわかりませんが、何となく財政状況は非常にうちの市は厳しいなという思いで、仕方ないなということだったんです。ただ、手続の間違いでもとへ戻ったという経過がありますけれども、先ほど目的を確認したように、要するに多年にわたり社会に尽くした、本市に尽くした人を敬愛すると、敬うという目的ですから、他の事業と同じような財政事情によって削減をするような、そんな性格の事業ではないと思っています。幸いにも前年度と同額ということで安心したんですけれども、今後もこの考え方を持ってほしいなと思っています。そして基本的には、市の見解を伺いたいところなんですけれども、できれば基本的な考え方を理事者の所見を伺えたらなと思っていますから、どうでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今、大西委員からお話がありました。昨年、この敬老会に対する助成金ということで、各自治会に大変な混乱と御心配をおかけしたということで、このことについては真摯に反省しなければならないということでもあります。

ただ、今、市の財政状況のもとにそういう話が出たのではないかとということで、自治会のほうでもそう受けとめてきたという話がありました。そのことを前提としながらも、この士別を築いてこられた先輩方の皆さん方に敬意を表すという意味の事業であるので、他の事業と分けてということがございます。気持ちは全くそのような気持ちでありますし、実際、各自治会でやられているところには、案内があればでありますけれども、市長がその敬老事業の会の中に出て行って、市長が出られない、例えば時期が重なる場合がありますので、その場合は私あるいは部長が出ていくという場合もありますけれども、そして実際にその方々に声かけをしながらこれまでの御苦労に対して敬意を払うということをやっております。

ただ、経費につきましては、それぞれ自治会によっていろんな形態もございますし、いろん

な例えば実際はいろんなことで集まりを持たないといったところもございまして、見直しをかけようというところが去年のような御心配をかけたような、ちょっと出だしがちょっと間違っただといったようなことになってしまったわけでありまして。今、市としては、この間の話にもありましたとおり、このような財政状況の中で、いろいろな事業の見直し、経費の見直しをかけたかなきゃならないということがございますので、その中において、この敬老事業についてもしっかりと考えていくということでございますので、今後もこのような形でといったことをこの場で申し上げることはできませんけれども、しっかりと敬意を表するという形を保ちながら、経費的にどのような形が市の今の状況の中で保てるかといったことを基本としながら、この事業については考えさせていただきたいなと思います。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） よくわかりましたと、理解しましたと言ってくれるかと思ったのですが、そうでもないということですから、基本的に要するに、例えば2,200円の1人当たりの算出基礎ですから、それはわかるんです。先ほど答弁があったように、これを個人に全額渡すということではなくて、自治会ごとの取り組みというのがあるんです。その中の経費に充てるということですから、これが減額になると今までやってきた行事だとか、イベントなんかいろんなことを縮小しなければならないという事情が起きるんです。そうなれば当然、先ほど言った多年にわたって貢献してくれた方の敬愛に対して、お礼を含めて市が行政としてこの敬老会を開催するんだという趣旨ですから、先ほど言ったように、減額をしないで、ほかのものの見直しと一律というわけにはいかないんだと思います、この事業は。市長だとか副市長が出向いて改めて敬愛の意を表すというのは、これは当然のことだと思います。だから予算についても、今後削減の方向というのは考えていただきたいということが趣旨なので、どうですか、副市長もう1回。これでやめたいと思うので、よろしく頼みます。

○委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） この士別を築かれてこられた方々に対する敬意を表するという気持ちは何分にも変わるものではございません。ただ、敬老のあり方というのもいろいろあると思いますので、そのことについては、自治会が主体となってやられる事業でもありますので、自治会の自治連を初めとする自治会の方々としっかりと話をしていきたいと思っております。額については、ここで大西委員のお話にあるとおりに、そうですということになかなかいかない状況があるということはちょっと御理解いただきたいなと思います。

○委員長（丹 正臣君） まだ民生費の質疑が続いておりますが、ここで午後3時5分まで休憩をいたしたいと思っております。

（午後 2時55分休憩）

（午後 3時05分再開）

○委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

民生費の質疑を続行いたします。

御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） 休憩前は大西委員で休憩後は私というのが何かすっかり定着しつつあるんですけども、権利擁護支援業務委託事業ということで質問させていただきたいと思います。

これは、昨年から新たに開設されました、いわゆる成年後見センターにかかわる運営補助ということになりますけれども、予算書でいうと87ページ、そして予算説明資料でいいますと11ページになります。

予算の内訳につきましては、昨年の予算委員会で算定について伺っておりますので、そこは今回は割愛させていただきます。実際に1年運営されていろいろな課題もあるかと思うんですけども、まずこの令和2年度の事業に関して、令和元年度1年間やってみて、事業内容と総括、どのように捉えておられるか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 佐山地域包括ケア推進課副長。

○地域包括ケア推進課副長（佐山友美君） 私からは令和元年度の事業内容についてお答えします。

成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護に関する総合的な相談や支援を行うため、和寒町、剣淵町、幌加内町の1市3町で士別市社会福祉協議会が設置、運営する士別地域成年後見センターに権利擁護支援業務を委託するものであります。

具体的な事業内容は、1つ目、成年後見制度の利用等に関する相談及び制度の普及啓発事業、2つ目、親族及び市町村申し立て手続に関する支援事業、3つ目、市民後見人の要請支援事業、4つ目、成年後見制度にかかわる関係機関等の連携となっております。

令和元年度における主な事業内容として、成年後見制度の普及啓発を図るべく、まずは7月までを集中期間として1市3町の民生委員、児童委員や人権擁護委員、介護福祉施設や保護司会などの関係機関の集まりに積極的に参加し、出前講座や説明会等を開催させていただいております。また、後見任務を行う上で金融機関との連携が不可欠となることから、1市3町の全ての金融機関を訪問し、センターの紹介と後見制度の普及啓発を行っております。出前講座についてですが、その後も老人クラブや少人数の一般市民の集まり等からの依頼に応じて随時開催しており、現在までに延べ37回、775人の方の出席をいただいております。また、士別市社会福祉協議会が10月から法人後見業務を行うため、センターが中心となって定款の変更などの準備を進めてきてまいりました。法人後見については、10月に裁判所から受任依頼があり、法人後見業務を開始したところです。相談業務については、電話や来所者への対応のほか、訪問による相談にも応じており、身寄りのない方などについては、市からの要請に応じ、市長申し立ての手続に協力をいただいているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 増田地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（増田晶彦君） 私からは、令和元年度の事業の総括と課題についてお答

えさせていただきます。

ただいま佐山副長より御答弁申し上げましたとおり、当初予定しておりました事業内容につきましては、おおむね順調に推移しているものと考えております。一方で、課題といたしまして、1市3町という広い範囲での広域での事業実施ということがありますので、この部分が各種会議等の開催に当たりまして、出席委員との連絡調整に若干時間を要するという点と、講演会等の開催に当たりまして、参加のしやすさ等について、参加市以外のほかのまち等との間に差が生まれているというのが実態として出てきているのが実情となっております。実際、昨年9月29日午前専門職を対象に、午後から一般の市民、町民を対象として開設記念の講演会を開催しておりますが、午前、午後ともに100名以上の参加者に参加いただいているところなんです。その大半が開催場所であった土別市民であったと伺っております。人口規模ですとか、それから施設のキャパシティ等もありまして、なかなかやむを得ない部分もありますが、1市3町というこの広域の中で連携して取り組んでいくということを前提としている事業でもありますので、来年度に向けまして開催地以外の方も参加もしやすいような状況の設定ですとか、時間や日時、場所等についても今後センターそして3町とともに協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ただいまの御説明の中で成年後見センターの役割ということで4つお話がありました。1つ目の普及啓発という部分と、市民周知です。それと3つ目にお話のありました市民後見人の要請ということで、今後すごく重要になると思うんですけども、実際にいろいろセミナーとか講演のほうにも多くの市民の方がお集まりだということで、恐らく関心も高まってきていると思うんですけども、その辺実際に感覚としてどういう感じでしょうか、大分理解も深まってきていると考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 増田課長。

○地域包括ケア推進課長（増田晶彦君） お答えいたします。

積極的な周知活動ですとかパンフレット等を活用した広報、周知活動を通じまして、成年後見制度の理解度というものについては深まりつつあるものと捉えております。特に自分自身が成年後見制度の対象となってくるような高齢者の年代、それから特に親が後見制度を受けるような世代になってくる中年世代、こちらにつきましては、出前講座等へも積極的に参加をしていただくなど、関心が高いものと分析をしているところでございます。一方で、若い世代につきましては、なかなかやはり実感がないというところ、そして制度に対する関心がやはりあまり高まっていないというところが見受けられるというのが実情として捉えております。今後につきましては、この若年層に向けた啓発にも力を入れていかなければいけないと考えてございます。

それから、今、委員からもう一つお話がありました市民後見制度の部分の制度、周知啓発に

ついてなんですけれども、こちらにつきましても、今後訪れる超高齢化社会という部分で考えれば、この地域、特に資格を持っている弁護士さんですとか、それから司法書士さんという方が少ない地域でありますので、こちらについても市民後見制度、これからますますニーズが高まっていくという中では、積極的な周知等がまた必要になってくるものと考えているところでございます。手法等につきましても来年度にはまた市民後見人の養成講座ですとか、それからフォローアップ、それから相談体制の充実等々考えておりますので、こういったところをまた改めて積極的に周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 今後も今お話のあったように、周知啓発からまず始まることだと思いますので、御尽力いただきたいと思います。

それで実際に昨年から制度を運用しまして、施設を運用しまして、成年後見という部分のその制度の利用実績というのはどのようになっているのか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 梶田地域包括ケア推進課包括ケア係主査。

○地域包括ケア推進課包括ケア係主査（梶田美佳君） 実績についてお答えいたします。

本年度の成年後見センターの相談実績につきましては、2月の末の時点で伺っている数字なんですけれども、延べ約400件であり、このうち約30件が新規の相談となっております。うち士別市分は継続相談が約300件、新規27件です。新規相談のうちですが、実際に制度の利用に結びついたケースにつきましては、親族による後見開始が3件、法人後見として受任したケースが2件となっております。後見制度につきましては、裁判所に申し立てを行うまでの準備が非常に煩雑であることや実際に後見人を担っていただく方の調整に時間を要することが多いのが現状となっております。支援実績につきましては、申し立てへの支援が22件、既に後見人制度を利用している方への支援が35件のほか、日々の生活を送る上で、金銭を管理する日常生活支援に関するものが114件で、計171件となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言はございますか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 私からは、幼児教育及び保育に関する無償化の主に財源について取り上げたいと思いますが、今回の新型コロナウイルス関係でいいますと、学校は休校になったり、あるいは分散登校もやるやらないでちょっとすったもんだしてはいますけれども、保育については、保育園は開園してほしいと2月27日に厚生労働省から通達が出まして、園児だとか保護者に感染者が出た場合は休園もやむなしなんです、なるべくその場合も訪問保育をしてくださいという通達が出ていて、もう保育園が最前線みたいになっています。一方で幼稚園は学校に準ずる施設なので休園しているということなんです、そのやはり原因というのは公定価格というものがあると思うんです。2015年に子ども・子育て支援新制度ができて、介護保険に倣って公定価格というものがつくられましたけれども、保育園は教育をしていないから公定価格が安い

と設定されて、だけれども保育士たちはこういう感染症が起きたとき、最前線に置かれるという状況の中で非常に厳しい状態にあると思います。去年の秋に10月から3歳から5歳について所得にかかわらず無償化ということにはなりました。半年間やってきてどうだったのかということも含めて質問したいと思います。

まず、1つは、今回予算書の105ページに2つの事業が取り上げられています。1つは子ども子育て支援推進事業費、それからもう一つが16番で幼児教育・保育無償化事務事業費と出ています。後者のほうの幼児教育・保育無償化事務事業費のほうは、予算の説明資料の16ページにも出ていて、幼児教育・保育の無償化に伴い、会計年度任用職員を新たに配置し、認定給付等の事務を円滑に実施すると。非常に煩雑な事務ですので、会計年度任用職員を配置するということになっています。この今私が申し上げた2つの事業の区別あるいは概要についてまず説明をお願いします。

○委員長（丹 正臣君） 佐野こども・子育て応援課こども係長。

○こども・子育て応援課こども育成係長（佐野貴敬君） お答えいたします。

初めに、子ども子育て支援推進事業費のほうなんですけれども、士別市子ども・子育て会議の開催経費ですとか幼稚園型一時預かり事業委託料、さらには先ほど委員がおっしゃった国の公定価格に基づき、幼稚園や認定こども園に対して支給しています施設型給付費のほか、市から無償化の認定を受けた方が幼稚園の預かり保育ですとか認可外保育園等を利用した場合に利用者やその施設に対して支給する子育てのための施設等利用費を計上している事業となっております。

次に、幼児教育・保育無償化事務事業費につきましては、御質問にあったとおり、無償化の対象となるための申請の受け付けですとか、支給認定に関する事務を担う会計年度任用職員の賃金、さらには職員の時間外手当等人件費が8割を占めています。また、事務消耗品やコピー料など無償化に関連する事務を円滑に行うための予算を計上しているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、係長から紹介のあった施設型給付費の問題なんですけれども、これは4カ所と予算書の105ページに書かれていますけれども、士別市内には幼稚園が3園あるんですけれども、1園は認定こども園です。だから純粋な言い方をすると幼稚園が2園で、認定こども園が1園と。だから3カ所のように見えるんですが、これが4カ所と表現されていることについて説明をお願いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 佐野係長。

○こども・子育て応援課こども育成係長（佐野貴敬君） お答えいたします。

4カ所のうちの3カ所は市内の幼稚園及び認定こども園となっておりますが、1カ所につきましては広域で利用する方、士別市在住で、例えば名寄市ですとか近隣の市町村で幼稚園を利用する方のもので予算措置をしているものです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 広域で入所しているというのは、幼稚園でも保育園でも、市の保育園はないと思いますけれども、私立の保育園なんかだと和寒から入るとか剣淵から入るとかあります。市内の市民の子供さんが名寄市の幼稚園に行っているという場合は、この施設型給付は、施設型給付というか無償化分になった給付は士別市の予算の中に入ってくるという認識なんですか。

○委員長（丹 正臣君） 佐野係長。

○こども・子育て応援課こども育成係長（佐野貴敬君） お答えいたします。

士別市在住の方で、士別市が認定をする、教育認定ですとか保育認定をした方に関しては士別市で予算措置して支給するという形になっています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） よく士別、名寄とかだとそんなに園児をあちらに入れる、こちらに入れるとそんなに多くはないと思うんですけども、よく札幌市と小樽市とか、当別町と札幌市とか、よくそういう認定はこちらのまちだけでも通っているのはこちらのまちというのがよくあって、市町村の責任で保育というのは行っていますけれども、そういう越境事例がたくさんある場合はなかなかこういう事務も大変になってくるわけです。

次に、この無償化の負担割合について説明願いたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐野係長。

○こども・子育て応援課こども育成係長（佐野貴敬君） お答えいたします。

無償化の部分の負担割合なんですけれども、国・道・市町村と負担割合が分かれておりまして、先ほど申しあげました幼稚園さらには認定こども園に支給しています施設型給付費に対して国・道から子供のための教育保育給付費というものが交付されているんですけども、それと同様に、無償化の部分で子育てのための施設等利用給付費が交付されます。その負担割合につきましては、国2分の1、道4分の1、市町村が4分の1の負担割合となっているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 国が2分の1、道が4分の1、市が4分の1ということですが、具体的に士別市としては単費というか一般財源からはどの程度の拠出になるのかお答えください。今回の計算、予算を盛るに当たっての計算です。

○委員長（丹 正臣君） 佐野係長。

○こども・子育て応援課こども育成係長（佐野貴敬君） お答えいたします。

まず予算の積算の部分に関しましては、当然もう既に無償化の部分が始まっておりますので、

幼稚園の預かり保育の部分ですとか認可外保育園等の各施設の利用数、さらに保護者さんや施設等に対して支給しました実績のほか、例えば認可外保育園などからは施設の調書などをいただいていますので、その人数等を加味して積算しているところでもあります。

令和2年度の予算の部分に関しましては2,651万円と予算措置をしております、認可外保育園のほうでいきますと1,396万8,000円、幼稚園の預かり保育に関しては749万9,000円、一時保育とファミサポ等が504万3,000円ということで計上しているところでもあります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、無償化前によく言われていたことなんですけれども、保育園、幼稚園を無償化したら、無償化になったから私も働くわということで、主に御家庭の専業主婦だった人が仕事について、要は保育希望者が増えて、待機児が増えるんじゃないか、一層増えるんじゃないかみたいなことをよく言われていましたけれども、士別市としてはこの半年、無償化をされて実際に事務もされて、感触としては新年度、無償化したから預けるんだという人が増えるかどうか、そこら辺はどのように見ていらっしゃいますか。

○委員長（丹 正臣君） 藪中こども・子育て応援課長。

○こども・子育て応援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

10月の制度開始時期と同期の前年度の認可保育園の保育支給認定数や無償化の制度開始以降の認可外保育施設一時預かりなどの利用者数についての大きな変動はありません。一概には言えないものですが、無償化の対象となる年齢が主に3歳以上の子供ということもあり、制度開始時点には既に何らかの保育施設等を利用されているために大幅な増加はなかったのではないかと捉えているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 無償化に関係するところでは特に有意に希望者が増えたということではないという御答弁をいただいたと思います。

参考までに聞きますけれども、ゼロ歳、1歳、2歳の部分で2週間前ぐらいから4月から入園できるかどうかの通知が行ったと思うんですけれども、そこら辺で待機は出ているかどうかだけ最後にお答えください。

○委員長（丹 正臣君） 東川保育推進課長。

○保育推進課長（東川由美君） お答えいたします。

令和2年度の入所申し込みにつきましては、先月2月3日から14日までのこの期間に受け付けを行っております。計50名のお子さんの入所申し込みがありました。その中で先月2月の25日を第1回目、そして第2回目を3月4日に児童福祉法第24条第1項の規定に基づきまして士別市保育所利用調整基準により入所判定を行ったところでもあります。3月10日、きょう現在におきまして待機児童につきましては、3歳以上児が8名、3歳未満児が7名、計15名の潜在待

機児童がおります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、私からは緊急通報サービス事業について質問をさせていただきます。

これは長く続いている事業ですが、ひとり暮らしの高齢者の方々等に緊急通報装置を貸与して緊急時の救急活動の迅速化を図り生活不安を解消しますということでサービスの説明がされておりますが、改めてこの緊急通報サービス、この事業に関しまして、この趣旨、目的、制度の内容、中身について簡単に御説明いただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾介護保険課高齢者福祉係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

委員からお話があったところの緊急通報サービス事業でございます。

こちらの趣旨でございますが、高齢者及び障害者などの方に対して、緊急通報装置を貸与いたしまして、電話回線を通じて災害ですとか事故、急病、その他の緊急時における救急活動の迅速な対応を図るために設置しております。緊急通報装置の機器につきましてですけれども、緊急通報装置の本体、こちらと携帯用のペンダント端末、あと火災報知機やガスといったセンサーを一つの基準として一式として設置をいたしております。こちらのサービスの対象者につきましては、現在ですが、85歳以上で構成される世帯につきましては無条件で設置をさせていただいておりますが、それ以外の高齢者の世帯になりますと、調整会議というものを実施しまして、その調整会議によって設置の可否を決定しているというところなんです。調整会議では本人の生活環境ですとか身体状況、介護状況など総合的な部分で判断をさせていただきながら設置の可否を決定しているというところなんです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ここに士別市緊急通報サービス実施要綱というものがあるのですが、これは平成17年9月1日に告示されておまして、その要綱がずらっと、ずらざらと第1条から記載されておりますが、これを見ると、最後の附則を見ると平成12年、いわゆる合併前の旧士別市の緊急通報サービス実施要綱を引き継ぐという形で続けていらっしゃいますので、旧士別市時代からすると約20年ぐらいになる事業なのかなと思っておりますが、この制度開始から現在までの流れ、また途中でいろいろな形式等変わった部分もあるかと思っておりますが、この主な事業の流れも含めて御説明をいただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

緊急通報サービスについてですが、現在の機器と同程度の内容で運用が開始になったのは委員がおっしゃるとおり平成12年からになります。当時の内容としましては、この緊急通報装置

のシステムを消防署の指令センターとサービス利用者のお宅を電話回線で直接結びまして、緊急時に直接電話がつながるという形で運用を実施しておりました。サービス内容につきましては、先ほど申しあげました本体と携帯用のペンダント端末、あと、火災のセンサーを提供しておりました。消防では、情報集約のために、これを集約するセンターマシン、こちらの端末を設置しておりまして、平成19年にはこちらのセンターマシンの更新を行いました。平成25年に再度更新の時期となったところです。

この消防指令センターでは、センターマシンに寄せられる情報の中で、火災センサーなどによる通報というのが多く見受けられていたところなんですけれども、多くの場合は、通常の調理等で高温になったといったものですか、殺虫剤を部屋の中でまくと煙センサーが反応してしまったといったような誤報が多くあったもので、その確認作業によりまして他の救急通報の出動の妨げになるという可能性が出てきたことや利用者が高齢のために認知症ですか失語症といった病状の方もいらっしゃるということで、通報の確認をしたところ利用者からの反応がないんだよといったときに、緊急度の確認ができずに対応に苦慮していたところでありました。このことから平成25年のセンターマシンのリース契約期間、こちらの更新時期に合わせてサービスの見直しを行いまして現行のサービスに移行しております。

現行のサービスは既存の基本の一式に加えまして、お部屋に人感センサーを加えた機器を導入いたしました。また、通報業務を24時間対応のコールセンターに委託しまして、消防署に通報になる前に本人利用者の状態を確認することで適切な通報を行う体制を整備いたしました。人感センサーにつきましては、日々の生活リズムに合わせて、こちらモニタリングしながら、日常生活において極端に人感センサーに反応がないときに緊急装置の本体のほうから利用者に応答を行いまして、意識がなく、お返事がないですか、あと、お返事があるんですけども、ちょっと動けなくて救急対応をしてほしいといったような形を事前に確認をして通報するような形となりました。この装置の基準に関しても平成23年にちょっと変更しておりまして、85歳以上で構成されていれば現在は無条件でつくんですけども、23年以前は85歳以上の方であっても身体の状態について調整会議を行って設置の可否を行っていたというところですが、23年にこちら85歳以上に関しましては無条件で設置させていただくというところに基準を緩和させていただいたような運びになっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今年度の予算が緊急通報サービス事業費で総額517万円ということになっております。この内訳の概要を簡単に御説明いただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

予算の517万円の内訳ということなんですけれども、ほとんどが委託費になります。現在設置している人感センサーつきの端末140台分の委託料、また従来から設置している14台、こ

こちらは人感センサーのついていないものです。こちらの委託費用に加えまして、そちらの年間20から30件の設置、撤去というものがあるんですけれども、設置、撤去の委託費用、またコールセンターの委託費用を合わせて517万円を計上したところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 人感センサーがつくのが今は主流ということで、ボタンのみのタイプが今14と言われましたが、これはリースかレンタルなんでしょうが、そういった利用形態を含めまして、今後はこの人感センサーつきのものに全て行く行くは更新されるのでしょうか、その辺を含めてちょっと御説明いただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

現在、契約の部分になるんですけれども、人感センサーつきの端末100台分までがリース契約、それを超えた部分に関してはレンタル契約をしております。人感センサーのついていない14台の端末につきましても、こちらメーカーは違うんですけれども、レンタルしている状況です。こちらの14台につきましては、利用者の方に人感センサーを導入した際に、こちらの機器の交換等もお話をさせていただいたところなんですけど、ちょっと人感センサーに対してそこまで必要性を求めているよという形で以前のものを14台そのまま御利用いただいているような状況であります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、実際先ほどコールセンターという話がありましたが、実際コールセンターというのがどこに設置したのかを含めて運用方法、その通報作業はどこで、誰が訪問、確認に行って、その必要な各種連絡体制が現在どのように運用されているのか、その辺も御説明いただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

今運用している端末が2種類ありますということで、人感センサーつきか、ついていないよというところの端末、こちら契約が2社行っているところなんですけれども、コールセンターにつきましては、いずれも違うコールセンターにつながるような形となります。緊急通報装置に連絡もしくは火災センサー等々でそういった通報が入った場合には、まずコールセンターから本人さんに緊急通報装置を介してどういった状況なのかを確認させていただくという運びになります。どちらの機械もそのほかに相談ボタンというのもついておまして、日常生活の困り事ですとか簡単なことがあればそういった形で相談していただくような形ともなっております。

機器を通じて、そういった緊急通報装置の中で緊急通報があった場合なんですけれども、い

ずれも申請時に緊急連絡先というものを登録していただきます。この連絡先についてですけれども、御本人様が意識がないですとか、そういったときに現場に行って確認してほしいという形でコールセンターから連絡が行くような形になります。この緊急連絡先ですけれども、基本的には御家族または御親戚といったものが大半でございますが、こういった方がいらっしゃらない、もしくは遠方にしかいないんだよという方もいらっしゃいますので、そういった方は近隣の御友人さんであったり、市内の民生委員さん、近隣の住民さんがなっているという場合があります。緊急訪問時にこういった方がお宅に訪問したときに、家に鍵がかかっているよという事態も多くあることから、こちら登録の際に、こういった緊急連絡先にお宅の鍵を預けているかどうか、こういったことも確認させていただいております。この利用者の緊急連絡員の氏名とか住所、連絡先ですとか鍵の有無、こういったものは個人情報に当たりますので、市と委託業者、消防署でそれぞれ共有を図っております、変更があった際などはお互いに報告を行っているという形で運用している状況です。

以上です。

○委員長(丹 正臣君) 井上委員。

○委員(井上久嗣君) 実際のこの機器の更新等含めて事業費も年度ごとで増減があると思いますが、過去3年、今年度途中ですので推定額になるんでしょうが、実際の事業費の推移と稼働台数、誤報を除いた実際の通報回数はどのぐらい利用されているのか、参考にお聞かせください。

○委員長(丹 正臣君) 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長(吉尾 渉君) お答えいたします。

3年間の緊急通報装置の実績というところでございますが、平成28年度、年度末の稼働台数が141台、決算額が969万4,000円となっております。平成29年が156台、決算額が942万6,000円。平成30年度です。年度末稼働台数が136台に対しまして決算額が951万3,000円となっております。令和元年度なんですけれども、2月末現在で稼働台数が134台、今年度の決算額は450万円前後を見込んでいるところです。本年度の決算額につきましてですけれども、前年の約50%程度になろうかと思いますが、こちらは先ほど申し上げた平成25年度に導入しました緊急通報装置、新しく更新した人感センサーのものでございますけれども、こちらのリース契約期間が昨年終了しました。そのことを含めて事業費が減るものになります。

次に、通報回数です。誤報を除くという形でありましたけれども、今現在ついてる機械は先ほど相談機能もついていましてということでお話をさせていただいたところですので、その全体の通報件数とそのうち救急の通報の回数を御報告させていただきたいと思っております。平成28年度は全体で507件の通報がありまして、うち救急が18件、平成29年度は全体585件のうち救急が18件、平成30年度は全体787件のうち救急が17件、本年度は全体346件のうち全体14件となっております。平成30年度につきましては全体の相談件数が若干多いんですけれども、これは地震がありまして大規模な停電が発生したことにより復旧通報も含めて件数が増加したものでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、高齢化、全国的な問題で高齢化社会ということでこの緊急通報サービス、今、稼働台数、通報回数として特に重要な救急が毎年17から18件程度このサービスの中から通報されるという、非常にいい事業というか、必要不可欠なこの今の時代に合った事業なのかなと思います。

それで、これは今、対象者というのは85歳以上の高齢者で構成される世帯は無条件に借りられるのですが、そのほかにつきましては、ひとり暮らしの高齢者で身体虚弱のためとか、寝たきりの高齢者またはこれに準ずるですとか、ひとり暮らしの重度身体障害者で救急事態に機敏に行動することが困難な方とか、非常に結構厳しい、これは予算の関係があるから仕方がないと言われればそうかもしれませんが、どちらかという主と既に介護サービスを受けている方がケアマネさん等々のこういうサービスがあるよということも含めて設置されている方が実態的には多いんだろうなと思います。設置費用につきましては、非課税世帯が無料、所得税課税世帯に属する方は設置にかかる部分が有料、実費負担となっております。

最近私、非常にこの事業をひもといた中で思ったことが、最近警察が情報を出してくれないという話もありますが、独居の方の高齢者が、元気だったのですけれども突然お亡くなりになる。御自宅で見つかるのに数日後かかって、近所の方、親戚の方含めておかしいということで孤独死を確認されるという事態が非常に目にする機会、耳にする機会が多くなっていると感じております。こういう既に介護サービス等受けていらっしゃる方が基本的に今の緊急通報サービスの先ほど言ったとおり対象なんですけど、非常に元気な、比較的元気な方でも御高齢のために突然体調を崩されるとか倒れてしまうとかということがこれは非常によくこれもあることで、ひとり暮らしのために一人での対応ができなかったとすれば対処がおくれて命にかかわる事態にも陥る可能性が非常に高い。そういう今、時代を迎えております。

そこで、ちょっとこれは新年度予算ですので令和2年度に間に合いませんが、令和3年度以降の話なんですけど、この一定の条件を緩和しまして、例えば一定程度比較的元気な方でも一部助成でも構わないので、この市の緊急サービスにのって、月々のリース料を一部助成の中でも独居老人の方の例えば孤独死に陥らないようなためにもこのサービスの拡充を図ってみることによって非常に安心感ができるのかなと思います。そういったことをちょっと私は思ったんですが、それに対する御答弁をいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） 今、委員から高齢者の孤独死などの対応ですとか元気な高齢者の方でも突然の病気などに対する緊急通報の要件緩和をとということでお話がございました。

私ども現在この緊急通報装置にも課題があるものと認識しておりまして、その中の一つですけれども、例えば今現在、携帯電話が非常に普及されておりまして、自宅にそういった電話回線がないという方が増加する傾向にあるといったところもありまして、その対応ですとか、ま

た、近所に御家族などの知り合いがない、そういった独居の世代の方への対応ですとか、またはこちらの設置に係る費用等もそうなんです、1台の年間費用も、委託料の年間費用ですけれども、約1台4万円程度という費用負担もありまして、ほかにまた設置の費用、撤去の費用ということもかかってまいります。また、こういった装置には内蔵の電池というのがあります。停電時ですとかそういった非常事態にも使えるように内蔵の電池が入っておりますけれども、そういったものも4年に一度交換が必要になってきたりですとか、そういった機器となっております。

今後もこういった社会情勢の変化などによりましてさまざまな課題が出てくるのではないかなと考えておりますし、また新たな機能を持った機種というのも現在開発もいろいろとされてきております。警備会社におきましては、鍵の預かりですとか緊急時の安否確認がセットになっているようなサービスということで、そういったものも提供されているということもあります。また、現行の契約している最中なんですけれども、そういったものが更新されるという際には、制度の運用の方法ですとか、そういった機器、どのようなものがあるのかだとか、いろいろ調査をして、費用対効果の部分も含めながら検証する必要があるものかなと考えておりますので、そういった委員のお話も踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今のお話にもちらっとありました、既に民間の警備会社で独自で個人で受けられる緊急通報サービスのものも警備会社等々が行っております。ただし、こういうのが個々に入るというのはもちろん可能性としては別に否定するものでも何でもありませんが、ただやはり本市としての一体的な先ほどネットワークの中で、いろんな連絡がどこに行き、誰が駆けつけるんだという、そういう一連の士別市の制度にのっとった中で元気な方も、自己負担は当然必要でしょうが、可能な範囲で幾らかでも市が補助できるのであればそれに越したことはありませんし、同じシステムの中で元気な独居の方にも使えるという形を今後ぜひ御検討いただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。それでは、子どもの権利推進事業に関する質問をさせていただきます。主に子どもの権利救済委員会についての質問となります。

子どもの権利救済委員会、士別市は子どもの権利推進条例という、これは本当に私は士別市は先進的な取り組みで、非常に市長の子育て日本一を目指す中の一つの非常に評価されるべきと私は常々思っております。これは国連が1989年の国連総会で採択された児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約というのが1990年に発効して、1994年に日本が批准をしたわけなんです。その流れで、本来は国内法の整備をするということになっているんですが、なかなか国内法が整備されない中で、日本の場合は、地方自治体が優先して取り組んできたという現状がございます。士別市は、平成25年4月1日に士別市子どもの権利に関する条例ということで、非常に早い時期に子どもの権利に関する条例を制定しております。

続いて、子どもの権利条約、先ほど言ったように自治体が先行しているんですが、どのぐらいの子どもの権利に関する総合条例を制定しているかと調べましたら、2019年、去年の4月現在で全国48自治体がこの総合条例を制定していると。ということで北海道は奈井江町に始まりまして、芽室町、札幌市、幕別町、北広島市、そして士別市が6番目ということで道内に6自治体、もしちょっと間違いがあれば後ほど訂正をしていただきたいと思います。その中で、子どもの権利を救済するというもので、士別市には先ほど言った子どもの権利救済委員会がございます。これを設置する規則もできております。これが士別市子どもの権利救済に関する規則ということで、これは条例をつくった1年後の平成26年4月1日から施行されております。

ここで改めてお聞きをいたしますが、この子どもの権利救済委員会について、本事業の現在までの流れを簡単に御説明いただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 御代田こども・子育て応援課副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

委員のお話にありましたように、士別市子どもの権利に関する条例につきましては、国連の児童の権利に関する条約ですとか士別市まちづくり基本条例の理念に基づき平成25年に施行されたところです。

救済委員会につきましては、お話にありましたように、平成26年4月、条例の第20条の規定に基づき、子供がいじめや虐待、体罰などといった権利侵害を受けた場合に安心して相談や救済を求めることができる体制といたしまして、士別市子どもの権利救済委員会として設置しております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） もう一つ改めてここで確認をさせていただきます。この救済委員会の役割と、その救済を進める上での救済体制について、その大まかな流れを御説明いただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 御代田副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

救済委員会の役割につきましては、行政からの独立性を尊重された公的第三者機関として位置づけており、いじめや虐待といった子どもの権利侵害に関する相談があった場合の助言や支援、救済の申し立てがあった場合には、子供の最善の利益を基本とし、問題解決に向けた調査や当事者間の調整を行います。救済委員会の体制であります。人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する方といたしまして、弁護士、元家庭児童相談員、元教育委員の3名を選考し、委嘱しております。

相談、救済の流れといたしましては、子供や子供にかかわる保護者などが救済委員へ直接相談、申し立てをするほか、救済委員会の庶務を行っているこども・子育て応援課内にある家庭児童相談室が受付窓口となり、直接お越しいただく、電話、メールにより相談を受け付けてお

ります。相談があった場合には助言、支援を行います。また、申し立てにつきましては、書面または口頭により受け付けており、申し立てがあったときには、当事者や関係者、関係機関に対し、救済委員会が調査、調整を行うほか、市の関係機関に対して勧告、指示、命令、それ以外の機関に対しては是正要請を行うことができることとなっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、先ほど総合条例をつくっている48自治体の中で、本市のように救済委員会、いわゆる救済機関を設けている自治体というか、今の現状の設置状況はどのぐらいの自治体なんでしょうか。わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 御代田副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

子どもの権利条約総合研究所の調べによる令和元年6月現在の救済委員会を初めとする子どもの権利救済機関を設置している自治体につきましては、総合条例を設置している自治体におきましては34自治体、うち北海道は4自治体となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 北海道内4自治体ということで、本当に何度も言いますが、先進的な取り組みをしていただいているということなんです、この本市の場合の救済委員会に来た相談件数、そして今まで救済委員会が現在どのような活動を主にされてきたのか、御説明いただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 御代田副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

これまで救済委員会に寄せられた相談件数は1件となっており、申し立てにつきましてもその相談からつながった1件となっているところです。

次に、現在までの主な活動の内容につきましては、隔月での委員会の開催、人権擁護委員協議会主催によります人権教室における広報・普及活動、わんぱくフェスティバルやふれあい広場などのイベントにおける広報・普及活動のほか、平成30年度は土別小学校、令和元年度は土別中学校、多寄中学校の全校朝礼会に訪問をいたしまして、子どもの権利と救済委員会についての広報・普及活動を行うなど、多方面で積極的に活動をいただいているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 1件ということで、これは相談が少ないということはある面いいことで、多ければいいというものでもないんですけども、これは見方によっていろいろな分析ができると思うんですが、この相談件数が少ないという状況を現況どのように分析をされているんでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 御代田副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

子供の悩みや相談については、学校の先生や心の教室相談員など日ごろから子供に直接かかわっている大人が対応していること、保護者からの相談については、学校を初め子供にかかわる施設やさまざまな相談機関において相談を受け、対応していることにより、救済委員会への相談には至っていないものと考えています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これは一生懸命、先ほど御答弁の中に、隔月で年6回ぐらい会議をされているですか、今の活動の内容を見てもPRにかかわることが非常によくされていると思います。実際、委員長に私直接お話を聞きまして、非常にPR、どう周知をしていただくかということに委員会がかなり力を割いて御努力をいただいているという話も十分伝わっております。しかしながら、残念ながらまだこの救済委員会があるということの認知度がなかなかまだ進んでいないのかなど。委員会は一生懸命頑張っているんですけども、これは行政としても広報、啓発がまだちょっと足りないんじゃないかなという気もしないでもありません。その辺についていかがお考えでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 御代田副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

先ほどの活動内容にもありましており、救済委員会では積極的にさまざまな広報・普及活動を行っていただいているところであり、市民周知にも努めていただいているところでもあります。これまで学校で行ってきました広報・普及活動での児童の反応からも救済委員会の認知度は年々上がってきているものと捉えているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 藪中こども・子育て応援課長。

○こども・子育て応援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

行政としての広報活動について、ちょっと答弁が漏れていましたので、お答えいたしたいと思えます。

先ほどお話ししたのは主な救済委員としての取り組みということでお話をさせていただきましたが、行政といたしましても、子どもの権利条例を理解していただくために、以前においては子どもの権利フェスタだとか催しを開催して周知もしていたところなんですけれども、繰り返し同じイベント等を利用しての広報活動を続けていてもなかなか広がっていかないということもありましたので、学校ですとか保育園とか保護者の集まる行事等に子どもの権利を周知するためのパンフレットとかを配置したり、ポスターを配置するなど、各関係機関の協力をいただきながら広報活動を継続しているところです。また、子どもの権利に関する相談の窓口として、先ほど言いましたように、庶務をつかさどるこども・子育て応援課にあります家庭児

童相談室を認知してもらうために救済のカードをつくったりとか、子供向けのさほっちとかを書いたチラシ等を配るような対応をしているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、ことしの予算なんですけれども、31万9,000円とついております。これは内容を簡単に御説明いただきたいのと、昨年と若干変わっているような気がしますが、その要因もお伝えいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 御代田副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

令和2年度の事業費の内容につきましては、委員の報酬が14万円、講師等の謝礼について2万円、委員の費用弁償、研修等の旅費といたしまして3万5,000円、啓発用資材等の購入費といたしまして12万4,000円、合計31万9,000円の事業費となっております。事業費が減額となっている理由につきましては、昨年度と比較いたしまして、啓発用の資材の購入費を3万6,000円ほど増額してはおりますが、昨年ありました道外の研修旅費12万9,000円を減額していることから、事業費全体として減額が出ているものとなっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ただいまの第2次士別市子どもの権利に関する行動計画期間中ということで、今、第2期、2018年から2021年の4年間の行動計画の最中です。この行動計画を見ますと、計画の内容の5番目の子どもの権利侵害に関する相談、救済というのがありますが、最初に子供に関する相談体制の充実と、2、3、4と行って4番目にいきますと相談機関の職員の研修充実とあります。相談員の研修を実施するとともに、相談員相互の情報交換等を行い、その研さんに努めますと書かれております。救済委員会の委員長にお伺いいたしますと、今の救済委員会の問題点をあえて言うとしたら、まだまだ制度に関する理解不足の部分が埋まっていないと。特殊な制度であるから制度に関する理解が不足しているのではないかと。委員や担当の職員の方もどんな制度で何をすべきかというのがまだまだ理解しなければならないということが多いのではないかと。もう一つ、人員の不足。申し立てがあった場合は、事情を聞いたり面会をするなど頻繁な活動が求められるが、専従の職員がいないため、対応できる人員がいない。他の設置自治体の多くは専従の相談員を配置していると。いわゆるこの人員の不足というのは人員配置の問題ですか予算の関係もあるので難しいとは思いますが、まずは制度を理解していく。まずは結論としては、対応できるスキルを上げていくためにはまだまだ十分ではないと、そのためにはまだまだ研修が必要だということを委員長はおっしゃってございました。

それで、毎年、地方自治と子どもの施策全国自治体シンポジウムというのが大体10月に3日間ぐらい開かれておまして、先ほどの子どもの権利総合条例の設置自治体等が集まりましてシンポジウムが行われております。昨年の2019年は、秋、台風で9月の予定が延期されまして、

1月に若干日程を短縮して立川市で行っております。これは主催が地方自治と子どもの施策全国自治体シンポジウム2019立川実行委員会となっております、立川市と立川市の教育委員会もあわせて主催になっております。後援には総務省、厚生労働省、文部科学省、法務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等々が後援になっている、非常に奥深い研究のシンポジウムとお聞きしております。これは国連の条約に批准しましたが、先ほど言ったとおり国はまだ制度化していないものですから、先行自治体が一生懸命こうやって集まって、情報交換とネットワークをつくっているとお聞きしております。昨年は、委員さん、先ほど昨年の予算がついていましたので、お一人参加。委員長は自費で行っています。今までこの研修セミナーに行っていない方がもう一人いらっしゃるようですが、新年度はもう予算がないということで行けないとお聞きしておりました。まだまだこれは認知度を含めて手探りの状況だと私は思います。これは国が制度化していないからこそ、こういうものに参加してスキルアップをしていただくというのが必要なのかなと思いますが、今後こういった総合条例の設置自治体の集うシンポジウムに参加を続けるべきと思いますが、新年度は予算がないので行けないのでしょうか、今後どうするのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 御代田副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

今後の研修の参加につきましては、シンポジウムに参加された委員からシンポジウムの様子ですとかをお聞きして、救済委員会の皆様とも協議をしながら参加について検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 藪中課長。

○こども・子育て応援課長（藪中洋行君） 補足いたします。

今回の全国のシンポジウムにつきましては、先ほど委員がおっしゃられましたように、本年度の開催時期が台風の影響で延期となったことで、平成2年1月の開催となってしまったことにより、今後の参加の必要性などの検証や救済委員会との協議が予算編成に間に合わなかったことから令和2年度については予算計上をしていなかったところです。ただ、この全国大会も含めまして、救済委員会の研修につきましては、今後、救済委員と協議をしながら、全国大会規模のシンポジウム等に参加したほうが効果的なのか、それとも道内で、まだ救済委員には道内の先進地の状況もまだ勉強していただいている状況がありますので、道内の近いところで先進地の方と情報交換するなどの案もあるかと思っておりますので、今後、しっかり救済委員と協議をしながら進めていきたいと考えているところであります。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それともう1点、本市の救済委員長は本市の顧問弁護士さんがされております。法律の専門家ということで非常に心強いんですが、本市の顧問弁護士ですから、例えば教育委員会側に何か子供の相談があって、教育委員会側の立場になってしまいますと、子供を

救済する側の救済委員会の委員長と同じ弁護士がやるという、今のところ相談が1件しかない
ので、そういうことは今後あるかないかはわかりませんが、そういう可能性もないわけではあ
りません。仮にそうなった場合、弊害になるんじゃないかと思いますが、その辺のお考えはど
うお考えでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 御代田副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

これまでのところ、そのような事例はありませんが、士別市子どもの権利救済に関する規則
においては、判決、裁判等を求め、現に係争中の事案に関するものについては申し立ての調査
対象外としています。もし、委員の関係者などから相談、申し立てがあった場合につきましては
は、その事案から外れていただきますことで対応することになると考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 委員3人いるから1人は市の顧問弁護士ですから抜けざるを得ないんです
が、これはぜひ救済委員としては、3人の中で一番の法律の専門家が委員長ですから、その委
員長が抜けて教育委員会側に立つというおかしなことになりますので、これは今すぐどうのこ
うのというのは難しいんでしょうが、ぜひ何らかの改善を、今後、そういうときにも対応でき
るようにもう少し考えていただければと思います。

それで最後に、先進的な取り組みとして、先ほども何回も言いますが非常に評価はしており
ます。先ほど言ったようにほかのまちでは専従の相談員を置いているとかいろいろありますが、
なかなかそういった部分は難しいと思います。難しいと言いつつも本事業をどうPRしてい
って、しかも先ほど言った若干整理しなきゃならないところもあるかと思いますが、あと、何
よりもきちんと、まだ手探り状況の中から各委員がきちんと研修をしていただくと、先進的な
四十数自治体の一つとして、シンポジウムのぜひ参加も含めて、今後どう考えていらっしゃる
のかを最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 藪中課長。

○こども・子育て応援課長（藪中洋行君） ただいまの答弁の前に、先ほどお答えした件数をちょ
っと訂正させていただきます。

先ほど子どもの権利の救済機関の総合条例に基づく総合条例を設置している自治体の救済委
員会の件数について、34自治体で道内は4とお答えしたんですけども、この数字については
総合条例ではなくて公的第三者機関を設けている市町村ということで、そちらが34自治体で、
北海道は4ということで、総合条例を含めた権利にかかわる救済制度を設けている全国の自治
体については36自治体で、北海道は5自治体ということで訂正させていただきたいと思いま
す。

続きまして、今ほどありました御質問に対してお答えいたしますが、これまで答弁いたしま
したとおり、子供が虐待、体罰、いじめなどの権利侵害を受けた場合に、安心して相談や救済
を求めることができる体制を整備していくということはとても重要なことでありまして、子ど

もの権利救済委員会の設置継続というのは、とても大事なことと捉えているところです。

しかしながら、先ほど委員がおっしゃられましたように、全国のシンポジウムに参加された委員からも、とても多くの情報を得られて成果があるというお話も聞いていますことから、今後については、救済委員さんとしっかり協議しながら、研修方法についても検討していきたいと、考えていきたいと思っているところではあるんですけども、先ほど言いましたとおり、身近な部分で北海道内の研修もまだできていないところですので、そちらのほうを進めていくようなこととお話もしていきたいとは思っているところなんですけれども、今後、研修に関しては、救済委員会と協議をしていきたいと思っております。

また、子どもの権利を推進していく上では、やはり救済委員ばかりではなく、市の職員でありますとか子どもの権利委員会もいらっしゃいますので、そちらと連携をとりながら子どもの権利の情報発信を含めて、認知度を高めていくことも必要だと思っておりますので、今後も子供の最善の利益を第一に考えて、全ての大人が子供の最善の利益を考えて子供とかかわっていくような市に、まちになるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） それでは次に、第4款衛生費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。苔口千笑委員。

○委員（苔口千笑君） 母子保健事業の中の産後ケア事業についてお伺いします。説明資料19ページになります。

昨年より開始されております産後ケア事業ですけれども、ことしは拡大ということで来所型も開始されるとのことです。産後の育児支援、より広がるということは大変喜ばしいことと考えておりますことをまずはお伝えして、質問に入らせていただきます。

産後ケア事業の概要につきましては昨年も予算委員会で取り上げておりますので割愛しますが、新たに来所型が開始されるとのことです。これまでの訪問型、そして新たに始まる来所型について具体的な内容と、訪問型につきましては前年度の実績も含めお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 水田保健福祉センター健康推進係主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（水田美咲君） お答えします。

訪問型と来所型、拡大して来年度は行う予定ですが、訪問型とは助産師等が利用者の自宅等を訪問して保健指導やケアを行うものです。訪問型は利用者がなれ親しんだ居宅でリラックスしてケアを受けられることと利用者が移動しなくてよいという利点があります。来所型とは利用者が助産所等に来所してケアを受けるものです。来所型はケアや助言を受けることができるほかに母の心身の疲労が蓄積している場合、休息ができるような利点があります。

今年度から始まった事業ですので、前年度ではなく、今年度の途中経過ですが、実績の報告という形でのよろしいでしょうか。令和2年2月末現在で、実施報告が上がっている中では、利用実人数が13人、延べ25人の利用があります。利用回数は、1回が6人、2回が2人、3回が

5人です。利用開始時期は、産後ゼロカ月が3人、1カ月が4人、2カ月が2人、3カ月が4人で、3カ月の利用開始のうち1人は事業開始時、既に産後3カ月でした。ケア内容で一番多いのは乳房管理と授乳等の育児指導であり、次に母体管理、心理的ケア、生活面の指導でした。以上です。

○委員長（丹 正臣君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） 昨年、母子保健法の改正に伴いまして、この産後ケア事業は努力義務にもなったとも聞いております。そこで、改正法でいいます産後ケア事業というものが産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女性及び乳児に対してサポートするものということで、期間が1年未満のものという認識に変わったということも聞いておりますけれども、本市としては、この産後ケアの期間というもの、そして回数に関してはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 水田主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（水田美咲君） お答えします。

本市では対象期間を産後4カ月未満と設定しております。理由としては、産後ケア事業ガイドラインでも示されている対象期間でもありますが、これまでの母子保健活動の中で把握している状況として、4カ月未満の母子には新生児訪問や育児教室、必要時地区担当保健師による訪問等の支援が行われていますが、この時期の母子は外出がままならず、母のホルモンバランスも乱れ、育児や授乳にふなれな時期であり、より産後鬱につながりやすい時期です。この時期一番悩みの多い授乳や乳房管理等について助産師より専門的な支援を受けることで出産後の母の身体的な回復や心理的な安定、育児の不安軽減につながると考えています。4カ月以降の母子は授乳状態が落ちついてくることが多く、4カ月健診、7カ月相談、10カ月健診などで保健師に相談する機会が増えます。また、この時期は外出がしやすくなることから、子育て包括支援センターを利用し相談する機会も増え、必要時には地区担当保健師や子育て包括支援センターの専任保健師や保育士がきめ細やかな支援を行っています。乳房管理などの専門的な相談があれば、保健師から助産師に相談しアドバイスをいただいたり、助産院等を紹介しています。関係職種の支援や連携、乳児健診、乳児相談を通して、4カ月以降の母子に対し切れ目なく支援を行っていることから、4カ月未満という期間を継続していくことで考えています。

回数は3回と設定しております。事業開始に当たり、既に産後ケア事業を行っている他町や委託予定の助産院等に実施状況や日常診療での相談状況を聞いたところ、産後ケア事業の利用は1、2回が主で、多くても3回までと伺っており、3回と設定したところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） それでは、予算の内訳に入りたいと思います。産後ケア事業40万1,000円ということで予算が組まれておりますけれども、こちらの内訳を教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 水田主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（水田美咲君） 産後ケア事業にかかわる予算は総額43万

7,000円ということになっております。委員が言われたのは、需要費の部分が入っていないところですので、総額としては43万7,000円ということになります。内訳は、委託料の訪問型で30万9,000円、新年度拡大の来所型では7万8,000円を予定しています。里帰り先で委託外の助産院等でケアを受けた場合の助成金として訪問型、来所型、それぞれ1件ずつで、負担金補助及び交付金を見込み1万4,000円としました。需用費は3万6,000円で、主にプリンターインク代です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） そうしますと、今年度は延べ25人の利用回数ということだったんですけれども、次の予算組みに関しては延べ人数でどれぐらいということと試算されているのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 水田主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（水田美咲君） 次年度の延べ人数は57人と予定しております。以上です。

○委員長（丹 正臣君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） そうしますと、今年度に比べて倍以上の予算組みをしていただいているということなので、ほぼほぼここで大体おさまるのかなという気はしますけれども、万一ここから出た場合、産後ケア事業というものが認知が広まったという仮定で、さらに1回に利用される方が何回利用するのかということも確定は今の時点でしていないということですので、仮に今年度見込んだ数以上に利用される方が増えた場合につきましては補正ということと対応されるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 松ヶ平保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（松ヶ平久美子君） 利用実績によりまして、やはりそこら辺は検討していかなくてはいけないかなと考えております。

○委員長（丹 正臣君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） 続きまして、委託料の話をさせていただきたいと思います。昨年度予算委員会でも産後ケア事業を取り上げさせていただきました、その際に委託料は個人負担も含めて8,000円と伺いました。ただ、それから他市町村、特にこの近隣の他市町村というところで比較をしますと、本市のこの利用料というものは一番低い他市町村の利用料に比べますと2,000円ほど差がある、開きがある、本市のほうが2,000円ほど高いという利用料であるということがわかりました。この産後ケア事業というそのものが非常に自治体の裁量が大きいというところでのお話で、一律ではないからというところではあるのかもしれませんが、この開きがある要因といいますか、本市がなぜ一番低いところに比べると2,000円利用料が高いのかというところを教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 水田主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（水田美咲君） お答えします。

金額は他市町村より高い金額になっていますが、里帰り先への訪問支援を対応していない市町村もある中、2カ所の助産院とも市内に限らず助産師の可能な範囲であれば訪問対応していただいております。この体制を整えるに当たって、単価設定には近隣の委託料に加え公益財団法人日本助産師会の助産師業務料金参考表も参考にしました。専門技術を提供していただく対価として現在の単価は助産師会で定めている金額よりも低い値段ではありますが、両委託先とも地域の実情に合わせた金額で受託してくれている実情があります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） 今の御説明は理解します。ただ、近隣の市町村の産後ケア事業の委託先は同じ助産師であるとも伺っております。同じ助産師で、かつ里帰り先というのは士別、名寄以外のお話であります。あくまで士別、名寄というところを主で考えたとき、この同じ助産師がほかの近隣市町村で利用料が高く設定されているということは非常に疑問ですが、もう一度そこをお願いできますか。

○委員長（丹 正臣君） 松ケ平所長。

○保健福祉センター所長（松ケ平久美子君） 先ほど水田主査のほうからもお答え申し上げていますが、士別市は2カ所に委託をしております。名寄市につきましては1カ所だけの委託になっておりまして、2カ所をあわせまして協議する中で、やはり先ほど申し上げましたように、名寄含めて近隣町村に里帰りした場合も対応していただく、そういったことも含めましてこの金額というところで、あえて名寄は里帰りには対応はしておりませんので、そういった部分の差も出てきているものと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） これから始まります来所についてもこの委託料の件を伺いたいと思います。本市の近郊に限らず全国的にも来所型のほうが金額は低いような設定をされているように伺っておりますが、本市はスタートする来所型に関しても委託料が訪問と同様と伺っております。他市町村と比較しますと、ほぼほぼ1,000円ないし、もう少し違うところもあるようですが、訪問型と来所型では利用料そのものが違うようですが、本市はなぜ一律とされているのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 水田主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（水田美咲君） お答えします。

産後ケア事業の単価は交通費は積算していないため、来所型で助産師の移動がなくても単価は訪問型、来所型それぞれ1件8,000円としています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） その条件は恐らく他市町村でも同じだと思うんです。他市町村も同じ条件にかかわらず本市だけがという言い方が適切かはわかりませんが、同じ料金に設定をしていてということは非常に疑問が生じます。逼迫した財政と言われている本市において、今その形で予算を組まれるというのは非常にいかがなものかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 松ケ平所長。

○保健福祉センター所長（松ケ平久美子君） 他市町村の金額というところで2,000円の差がどうだろうというところでしたけれども、他市町村の場合は、士別市の助産師さんが行く場合にとかは1,000円の交通費とかというところをやはり加味された金額というところになっておりまして、士別市の場合は、そこら辺も参考にして考えたんですが、昨年度も苔口委員の御質問で交通費込みというところでお答えはしているんですけども、1時間当たりの単価3,500円というところのうちは見込んでおりますが、その中には本当に込みという形で特に交通費が何ぼという形の積算はしていないというのが現状であります。ここら辺の考え方につきましては、助産師さんの日常の業務の中で、移動費というのは基本的には幾らということはいっていないというところの部分も加味しながら、交通費を別途加算されないということで込みという契約になる中で、訪問型と来所型が変わらないという考え方になっているというところなんです。以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほか御発言はございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、本日最後の質問となりますが、特定不妊・不育治療費助成ということで、この項目について幾つか質問させていただきたいと思います。

まず事業の概要と事業の利用実績について、あわせて、今回予算が70万円を見ておりますが、その算定根拠もお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 川原保健福祉センター副長。

○保健福祉センター副長（川原淳子君） お答えいたします。

特定不妊・不育症治療費助成事業は、子供を望み、体外受精及び顕微授精といった特定不妊治療並びに不育症治療を受けた御夫婦に対しその費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るための事業です。北海道が実施する特定不妊または不育症治療費助成事業の決定を受けている方で道が助成対象経費と認定した費用から道の助成金を差し引いた自己負担分の2分の1の助成となっております。

これまでの実績は、平成30年度は2人、市の助成金額は7万7,050円。平成31年度は2月末現在で実人数5人、述べ件数6人、助成金額は45万4,600円となっております。不育症治療費の助成実績は今のところありません。

続きまして、予算の算定根拠になります。特定不妊治療費につきましては、利用実績と費用をもとに予算の算定をしておりますが、平成30年度から開始しまして現在2年目と実績が少ないため、道の助成事業、申請状況も含めまして過去6年の利用数と費用平均を参考にしまして、

助成額を1件10万円、6人分60万円として積算しております。不育症治療費につきましては助成実績がないことから、1件5万円、2人分で10万円で積算をしております。

以上になります。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 今答弁にありましたように、北海道でも同様の助成事業をやっておりまして、まず、不妊治療を受けている方で道の助成をいただいている方で、その残りの分の2分の1です。上限25万円ということで、ということで計算をしますと、上限で25万円ですから、士別の助成が、治療費でいうと50万円、残りの部分が、プラス北海道で初回を別とした場合、2回目以降と考えると15万円助成がありますから65万円で、要するに全部助成されるということになるかと思えます。ということは、逆を言えば、65万円以上の、2回目からです。2回目からで特定治療をやった場合、65万円以上から自己負担があるというのが多分今の士別の現状かと思えます。まずそれが1点。

それから、ちょうどきのう産経のネットのニュースに出ていたんですけども、本年2020年に厚労省のほうでこの特定不妊に関して治療費の実態調査に乗り出すという記事がきのう出ていました。晩婚化が進んで子供もなかなか妊娠されない方が増えてきているということで、現在で5.5組に1組が不妊治療をされているという数字が出ています。なおかつ、不妊治療のかかる治療は、数年前の資料によると1回30万円から50万円程度というのが一般的であったんですけども、現在はそれより治療費が上がっているという、そういう記事もあるようです。そういったことで、今回2020年に実態調査に乗り出すと。それから、かかる費用についても分析して、今後、国、都道府県でやっている助成の費用も助成額が変わっていくようなんですけれども、そういったまず実態ということです。そして、今お話ししている助成に関しては特定不妊ということで、いわゆる体外受精であるとか顕微授精、高額の治療が対象になっていまして、その前段でタイミング法であるとか人工授精の一般不妊治療というのがあります。それに対しては士別では、今、助成がないという状況です。

一般不妊治療に関しては、これもデータなんですけれども、90%の方が大体4回目から5回目で受精に成功しているというデータがあるようです。ということは、一般不妊治療は1回2、3万円ぐらいの費用がかかるということですから、仮に3万円として5回として15万円ぐらいかかると。これは都道府県の助成もありませんし、市町村の助成もなければ全部自己負担というのが今現状なんです。90%の方が妊娠に成功されるようですが、残りの10%の方はされていないということになれば、当然その上の特定不妊治療のほうに入ると思えます。そうすると、さらにそこから今お話ししたような高額な費用がかかりますから、仮に今、士別でいうと65万円以上もしかかる場合は、そこからさらにまた10万円、20万円という単位でお金がかかるということになるのが現状です。

それで、時間も時間ですので、結論から私の要望を兼ねてお話しさせていただきます。まず、今お話ししたように士別で言うと、65万円以上になると特定不妊であっても自己負担があると

ということがございます。士別もなかなか出生率が上がらないという現状の中、今回70万円の予算を組んでいますが、たとえこの上限の25万円撤廃したとしても、全額残りの分を負担しますといっても、実際の事業費は2倍にも3倍にもなるということはちょっと想像しづらいかと思います。ですので、特定不妊の助成に関する上限の撤廃をしてはどうかというのがまず第1点と、それから今お話をしました一般不妊治療9割の方が大体4回から5回ぐらい治療されると妊娠に成功するというのがありますが、そこもやはり費用的には負担が大きいということで、そういうふうにと考えると一般不妊治療のほうも助成をしてはどうかと思います。

そのもう一つの理由は、該当者の実情把握というのがなかなか難しいと思うのです。対象者というのですか。今の現状で言うと、北海道の助成を受けていれば、そこから当然連動して市のほうにも情報が入りますから、同じように助成制度が受けられるということになっていますけれども、今、都道府県でも一般不妊治療に関してはやっておりませんので、一般不妊治療を士別市が行うことによって、その段階から士別市にどのぐらい不妊に悩んでいる方がいるという実態も把握できると思うのです。そういった意味から2つ目の要望として、一般不妊治療に対する助成もしてはいかがかと思うのですけれども、お考え方をお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 松ヶ平所長。

○保健福祉センター所長（松ヶ平久美子君） 今の御提言は、特定不妊・不育治療の助成事業の上限の撤廃をしてはというところですが、まずこの考え方なんですけれども、士別市が行っております25万円で道の助成金を差し引いた自己負担額2分の1の助成という、この考え方なんです。他町も参考にしたところ、25万円の助成をしているところ自体があまりないというところがまず現実でして、2分の1の助成、この考え方も昨年できました補助金のガイドラインにのっとると、やはり2分の1というところの適正化もあるかというところでは、このままの金額でまずは助成をしていきたいと考えております。

あと、一般不妊の拡大についてですけれども、確かに一般不妊治療に関しましては実態を把握することというのは難しいと考えております。この考え方なんです。他市町村のほうを参考にしますと、道内で実施をしているところというのが76市町村ありまして、市だけでいいますと9市が助成を行っております。この助成内容はすごくさまざまです。対象となる治療方法については、保険適用にならない人工授精に限っている町村もありますが、保険適用の治療も含めて対象にしている町もある状況でした。本市においては、この一般不妊治療を受けている対象者の把握は難しいところではありますが、限られた財政状況の中で子供を授かることを望み治療を受けている御夫婦へ支援策としてどのような内容方法が考えられるのか、実際に助成を行っている他市の状況を踏まえながら、その財源確保を含め、制度導入の必要性は調査・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 本市の行っている2分の1、上限25万円、これも私も調べさせていただ

て、大体15万円という規模が多いのかなと感じております。北海道は15万円ですから、自治体のほうも、市町村のほうも15万円と合わせているのかなと思うんですけども、ただ、士別市は、今回の大綱質疑でもありましたけれども、今後の人口ビジョンにおいても、ちょっと想定以上に人口が減っているという課題が一つと、あとは出生率が上がらないということがありますので、これはまさに一番大事な政策的判断をする部分だと思うんです。ですので、あくまでもやはり担当している部署からは、そういったことの実情も含めて、2年度は今、予算組みが終わっていますから、3年度の予算に合わせて、この1年で厚労省もことし調査をすると言っていますので、その辺の実態も調査していただいて、本当に産みたいと思っている方が負担なく産めるまちなになるようにやっていただきたいとお願いして、質問を終わります。

○委員長（丹 正臣君） 次に、第5款労働費については通告がありませんでした。

○委員長（丹 正臣君） 本日の委員会はこれで終わりたいと思います。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 4時48分閉議）